

鎌倉期太良荘の預所支配について

松 浦 義 則

はじめに

若狭遠敷郡太良荘が荘園史研究のなかでこれまで占めてきた地位の重要性については改めて述べるまでもあるまい。早く太良荘預所の定宴が「荘官的領主制」の例とされ、さらには太良保が「国衙領における領主制形成」の事例となり、名田の均等田が虚構であることも太良荘の検注帳と勸農帳の検討から主張され、その後も鎌倉期の御家人制や武家領、荘園古老法、勸農権、畠の掌握、室町期の「荘家」などの問題が太良荘を事例に論じられている。また太良荘の歴史を通観し、多くの刺激的な問題を提起している網野善彦氏の労作があることは周知のところである。

さらに『若狭国太良荘史料集成』第一巻が出版され、引き続き室町期の巻が出版されようとするなど、研究を進めるための条件が整備されつつあり、今後とも太良荘を素材として多くの問題が提起され、解明されるであろう。

太良荘に関して豊富な史料が伝えられたこと理由は様々に考え

られようが、太良荘の歴史に即してみるならば、鎌倉期のある時期以後は荘園領主東寺供僧と領家方百姓が直接支配関係を結ぶようになり、得宗の地頭職が没収されて東寺に寄進された南北朝以後はそれに地頭方百姓も加わったこと、すなわち荘園領主と惣百姓が直接的支配関係にあることが基本的枠組みをなしていたことである。むしろ現地支配を担当したのは預所・公文であり、得宗地頭の後半期には地頭が所務権を握るといふ時期があり、南北朝末期以後は地頭代や所務代官がおかれるが、右の基本的枠組みは得宗支配時代末期の一時期を除いて変わらなかったと見てよい。

そのような基本的枠組みが鎌倉期に形成された理由として、領家方に関してさし当たり三つの事情を挙げることできよう。一には百姓の地頭に対する抵抗を基盤として寛元元年（一二四三）と宝治元年（一二四七）の二つの幕府裁許状により、地頭若狭氏の領家方に対する支配権の拡大を阻止し得たことであった。二には領家方において在地領主の成長がみられなかったことである。領家方におい

て在地領主化する可能性のあつたのは公文書蔵であつたが、これに
 関しては別稿で不十分ながら検討した。その結論を述べると、開発
 私領主の子孫で末武名五町と馬上免の支配権を主張し、太良保の公
 文書を有していた御家人雲蔵はその所領を莊園公領制に定着させる
 ことができなかったため没落したものと考えられる。以上の二つの
 理由は領家方が在地領主を媒介とすることなく、百姓を掌握する体
 制を可能とした。

三には東寺供僧による莊務権の掌握が指摘されなければならな
 い。詳しくは本文で述べるが、早く安田氏が示唆され、網野氏が正
 面から論じられたように、東寺領太良莊の成立する仁治元年(一二
 四〇)から文永年間頃まで三〇年近く莊務権を握っていたのは菩
 提院行遍・了遍、預所聖宴、預所代定宴であつた。したがつてこの
 間地下より供僧に宛てられた文書は存在せず、末武名相論関係文書
 も菩提院行遍以下の人々を宛名としていた。供僧が預所(預所代)
 の支配権に制限を加え、莊務権を握るようになって始めて供僧宛て
 地下文書が現れてくる。すなわち、右に述べた太良莊の基本的枠組
 んが現れてくる時代と、預所支配の変質は表裏の関係にあるのであ
 る。

本稿では右に述べたような視点から、預所(預所代)の支配権の
 変質を具体的に検討してみたいと思う。その場合に、預所(預所代)
 定宴の有した特質に留意する必要がある。安田氏が定宴と「在地名
 主層との結びつきが強さ」に注目され、網野氏が定宴と百姓の間は
 「信頼関係」が築かれていたとされているように、定宴には莊園

領主権から派生してくるような預所一般の支配権には還元できない
 歴史的強みがあつた。この点を十分踏まえた上で網野氏の叙述はな
 されているのであるが、本稿では自分なりに預所支配の特質とその
 変質過程を跡づけてみたい。

一 預所得分と支配権の特質

(一) 預所得分注文

太良莊に関する先学の研究が示しているように、仁治元年(一二
 四〇)に東寺供僧領として成立する太良莊について、供僧は年貢・
 公事の受納者ではあつたが、莊園の支配権は御室宮法親王家の権威
 のもとで菩提院行遍が保持し、預所聖宴、預所代定宴が支配を担当
 した。暦仁二年(一二三九)の国司庁宣が聖宴を「保司」に補任し
 ているように(七、四、一四号)、預所は保司の権限を引き継ぐも
 のである。国衙領における保司の特徴は若狭大田文から明らかにな
 うに、地頭・公文と比して給田を持たないことであり、この点は太
 良莊預所にも引き継がれる。それを確認したうえで、預所の支配権
 の様相を探るため年末詳の預所得分注文(や 一〇 四五)を取り
 あげてみたい(表1)。この得分注文は預所の支配の重要な柱であ
 る保一色田について述べていないが、保一色に関しては後述するこ
 とにしたい。

この預所得分注文の年代に関しては、次のように考えられる。交
 分の内から五石別進が見られるが、これは定宴が自分の子孫に預所
 職を伝えるために文永九年(一二七二)に申し出て供僧に納入され

表1 預所得分注文(や-10-45)

(A) 交分米	交分米	22.5石	正年貢150.82石につき石別1.5斗宛て
(B) 斗代増減	斗代増減	4.54石	預所取之
(C) 公事	系(延定1兩2分)・綿(延定3兩1分)		
	110日間房仕1人(この間薪2束・松1把・御菜3種・汁実2・味噌料・大豆5升・塩4升、名別)		
	厨料(白米3石・黒米3石)		収納料(用途1貫文)
	早米の時、段別稲1束(早田は除く、米ならば1.5斗)		
	数の魚(名別10俵)		五節供(白米6斗、内1斗は公文)
	預所下向の時、三日厨料(名別白米5升・黒米1.2斗、公文白米2升・黒米1.2斗)		
	名別ウ八筵1枚		タ、ミ1帖(公文)
	名別薦2枚		春勤農の時、名別白米3升・黒米3升
	預所上洛の時、白米	升・銭100文	名別花1枚(銭では60文)
	ヒツ1・ヲケ1・杓1、百姓沙汰		
	京上夫9人、3月1人・5月1人・7月1人・9月1人、東寺百種の時3人		
	預所、秋の時御物越事、木津銭名別、馬1疋(名別沙汰)		
	アラ芋、名別1目沙汰		畠大豆1.1石(別進分、御寺進之)
(D) 祭礼机餅	9月9日、二社宮、机餅12枚		正月、二社宮、机餅12枚
	御宮二正月・二月ノ行二餅36枚		
(計)	交分得分	22.5石	} 黒米 31.24石
	斗代増減分	4.54石	
	黒米	4.2石	
	白米	4.28石	
			此内5石別進
			銭 1500文

松浦…鎌倉期太良荘の預所支配について

ることになったものである(又二、一一六 一)。また「正御年貢」一五〇・八二石は文永一〇年からの正米一五〇・八三石に近く(教護八〇号、集成一二四号)、得宗検注後の一二八・一二九石(教護二四〇・二四三号、れ 四)、南北朝期の暦応二年(一三三九)二月の結解状にみえる領家方一六一・二四三三石と区別される(教護三五〇号)。したがってこの年末詳の預所得分注文は文永一〇年から、得宗検注までの時期のものであると考えられる。

預所得分は表1に示したように、交分米、斗代増減、公事、祭礼机餅で構成されている。このうちの斗代増減に注目して預所の支配権の特質を考えたいと思うが、それに先立ち 以外の得分について簡単に説明しておく。

まず の交分は弘長二年(一二六二)九月の定宴の注進では「一石二斗也」とあり(や一〇 一)、弘安二年(一二七〇)一二月の定宴書状にも「只御年貢之交分石仁以一斗被充其得分候」と見えているように(や 五、二四二号)、収納年貢一石につき一斗であったが、この預所得分注文では石別一斗五升と増額されている。交分が増額された事情を物語る史料はないが、後述するように文永から弘安年間には損亡により領家年貢が一〇〇石前後まで低下する年もあったので、預所得分を確保するために交分が増加されたか、あるいは定宴が預所職世襲の見返りとして供僧に提供した交分得分内五石を補填するために増加させたと考えられる。いずれにせよ預所が百姓からの交分徴収を増徴し得たことに注目しておきたい。なお付け加えておくと、歡喜寿院領太良荘が成立した直後の建保五年(一

二二七)の検注取帳目録(や 一〇 二)には段別一升から一斗の加徴米の徴収を記すが、この加徴米は建長六年(一二五四)の定宴の検注によって、段別六升とされ本年貢に組み込まれている(は一、四五号)。

次の の公事の内容を大別すると、糸・綿・花(移花)・薦・五節供のように建長六年(一二五四)の実検取帳目録(は一、四五号)に領家方の公事として見えるものと共通するもの、房仕・厨料・三日厨・春勤農・京上夫・木津銭などのように預所の現地事務に附随して徴収されるもの、あるいは筵・畳、引入以下、櫃以下などの生活品、さらには現地に滞在するところから徴収されるのであろう数の魚・アラ芋などに区分しうるであろう。は莊園公事の追加分(あるいは莊園公事の一部分)を預所得分としたものであり、は莊園の所務のために下向・滞在する預所に対する荘民の、供給を中心としている。そしてこれら公事の大半は名別負担となっており、史料上は名別負担とは明記されていない厨料も名別負担であったことが確かめられる。

は在地の二社(太良宮・十禅師社)の祭礼と御宮(太良宮)の正月・二月の行おこないに備えられる机餅を預所が得分としていたものである。五穀豊穡を願う予祝行事としての性格をもつ行(修正月会・修二月会)に預所がどのように関与したのか明確な史料は欠けているが、預所と村落の関係を推定させる問題でもあるので簡単に検討しておきたい。太良荘の二社に関する鎌倉期の史料はほとんど伝えられていないが、一町二段の免田が認められていた寺用田のあり方

表 2 薬師堂寺用田の内訳(単位;段)

建治3(1277)定宴申状	建長6(1254)実検取帳	正安4(1302)実検取帳
1-0 僧供料田	1-0 僧供田 赤蓮房	-
3-0 修正修二月料田	3-120 薬師堂 行田	2-240 内御堂正月料田 1-0 内御堂二月田 覚恩房
1-0 神田	1-070 神田 上野房	0-100 若宮神田 三郎二郎
1-0 修理田	1-0 修理田 福万	-
6-0 供僧三口供田	1-0 薬師堂馬上免 1-0 太良寺馬上免 赤蓮房 1-070 薬師堂馬上免 上野房 1-180 薬師堂 赤蓮房 1-060 薬師堂 今石見房	1-0 小野寺修二月田 浄覚房 1-0 太良寺修二月田 覚恩房 2-0 内供僧田 伊賀房 2-0 内供僧田 大進房 2-0 内供僧田 浄覚房
(合計)12-0	(合計)12-140	(合計)11-340
	1-060 小野寺 馬上免*	1-0 太良寺・小野寺修理田**

*この「小野寺 馬上免」は建長六年の実検取帳目録で領家方除田の「小野寺免田一反」とされている(は-2)。

**この「太良寺・小野寺修理田」は実検取帳馬上免田の内ではなく、地頭方新田の内の除田。

(典拠)建治3年定宴申状(ホ-5、219号) 建長6年実検取帳(教護59号、集成44号) 正安4年実検取帳(リ-27-2)

から在地の行の様子をうかがうことができる。寺用田の前身となつた薬師堂馬上免は文治二年（一一〇八）に顛雲が「衆病悉除」「三郡貴賤輩安穩」を願つて「六斎之講筵」「二季不退百廿座仁王經」を行うために国衙より一町五段を免田として認められたものである（ア 七 四、五号四）。その後、寺用田一町二段となつたが、その内部は表2のように構成されていた。全体として鎌倉中期以後は太良寺や小野寺という荘内の寺院も参加する行が仏事を中心となつた観がある。表2の太良寺とは太良宮の別当寺と判断されるが、正安四年の得宗検注において覚恩房の持つ「太良寺修二月田」は内御堂（薬師堂）のための「内御堂二月田」とは区別されているから、「太良寺修二月田」とは太良宮の修二会のために認められている免田と見ることが出来る。

これらのことから大まかに言えば、薬師堂は顛雲の意図した「三郡貴賤輩安穩」を祈念する国衙免田を認められた寺院から、荘園内免田によつて在地の豊穰を祈念する寺院へと変化したといえる。預所や荘民が行の場にどのようにかかわつたのかを示す史料として、後の史料であるが延文四年（一一五九）に公文の禪勝が地頭方代官の得分を注進したなかに、

餅八枚 一斗餅 正月行始之時 五枚公田方百姓沙汰
三枚馬上免百姓沙汰

神事餅百九十八 酒二斗 御行二社神事在之

とみえている（八 四三）。これによれば、行の餅は地頭にも配分されているが、その餅は地頭方の馬上免百姓だけでなく、「公田方」

（領家方）百姓も負担している。したがって南北朝期においては、正月行は領家方・地頭方双方が寄り合つておこなわれる神事であり、神事餅は領家方・地頭方双方の百姓が負担していたことが知られる。この状況を鎌倉期にも当てはめてよいかどうか問題となるが、荘内に地頭方独自の寺社が知られず、薬師堂供僧職は地頭の支配下に置かれていたことを考えるならば、のりかたは鎌倉期にさかのぼると考えてよいであろう。については、鎌倉期には神田や修正田の納入米が宛てられていた可能性もあるので、判断は保留しておきたい。いずれにせよ、太良荘における正月・二月の行は領家・地頭・寺社・荘民全体の「在地の祭祀」と見るべきで、預所が排他的に祭祀を管理し、勸農イデオロギーを機能させた場であると評価することはできない。

以上で、の得分の検討を終え、の斗代増減四・五四石の得分を問題としたい。斗代増減による得分については、それが何であるかを直接に示す史料はないが、宝治元年（一一四七）の関東裁許状（エ 一、三七号）では、「勸農事」に関する判決は「斗代増減、宜為保司之進止矣」と結論付けているから、「斗代増減」とは勸農行為を象徴する言葉であつたことがわかり、斗代増減による得分とは勸農に附随するものであつたと判断される。勸農に関し、建長六年（一一五四）「実検取帳目録」（は 二、四五号）と勸農帳との斗代に差があることは周知のことなので、この差額を斗代増減と称した可能性がある。勸農帳は建長八年（は 三、教護六〇、四八号）と弘安二年（教護一一二二号、集成二四二二号）に作成されてい

るが、弘安二年勸農帳の内容は不明なので、ここでは建長八年のものと比較する(表3)。表3より明らかのように、建長六年「実検取帳目録」と建長八年勸農帳と比較すると斗代が大きく異なっており、勸農帳では田積で四四歩減少するが、分米では四・六石余増加しているから、この分米増分を「斗代増減」四・五四石と称して預所の得分としていたものと考えることができる。預所の有する勸農権は地頭に対しては領家方の公田(名田と一色田)支配権の重要な根拠となっているが(な 三一、二六六号)、同時に預所は供僧に対しても「実検取帳目録」とは異なる斗代設定をなし得るといって「勸農権」を有し、それを具体的には「斗代増減」という得分として実現しているのである。預所得分注文に記される他の得分が代官的得分としての性格を帯びているのに対して、この斗代増減得分は預所の有する自立的な「勸農権」の存在を示すものとして注目されるのである。

預所得分注文について不十分ながら検討したところでは、預所は年貢公事収納に付加された交分・公事を収納するとともに、荘務のための滞在というかたちではあれ一定の在地性をもって百姓に房仕・厨などを負担させ、在地寺社としての性格を強めつつあった荘内寺社の祭祀の祝儀を得分としていた。そして注目すべきは、預所は「勸農権」を有して「斗代増減」という得分を実現していたことである。これは預所支配権の自立性を示しているが、それが一定の得分として計上されていることを見ると、預所はこの「勸農権」を百姓に対して毎年自由に行使用して得分強化をはかることができたとは

表3 実検取帳目録(建長6年)と勸農帳(建長8年)の斗代・田数

	建長6年	建長8年	田地増減	分米増減
5斗代	48-064	35-200	- 12-224	- 6.311
6斗代	25-0	25-300	+ 0-300	+ 0.4999
6.48斗代	5-0	5-0		
7斗代	2-260	10-200	+ 7-300	+ 5.483
8斗代	25-340	19-150	- 6-190	- 5.222
9斗代	1-180	3-200	+ 2-020	+ 1.849
石代	101-190	109-300	+ 8-110	+ 8.305
計	209-314	209-270	- 0-044	+ 4.604

* 田地の単位は段、分米の単位は石。建長8年までに免田となった綱丁給1段は建長8年田数に加えていない。

考えがたい。

預所支配権のもう一つの特徴は、公文や地頭が地下において土地や人について形成してきた支配権を公文給や地頭給という土地支配のかたちで実現し、支配の拠点を確保しているのに対して、預所はそのような拠点を持っていないことである。このことが預所(預所代)定宴を不安にさせ、弘安二年(一二七九)二月の子孫への讓状で定宴が預所職確保を「妄念になりぬへけれ八」と述べているよう

な執念となったのである(叟 一一二、二三八号)。とはいふものの、右の預所得分注文だけで預所の得分や権限を判断するのは早計である。預所定宴はこの得分注文には現れない得分や権限を有していたことにも注目しておく必要がある、それを「斗出」と「保一色」に關して検討しておきたい。

(二)「斗出」

斗出とは具体的には預所が現地で収納する一斗枘(以下、莊斗)が東寺において収納や供僧に配分される基準斗(以下、寺斗)より容積が大きい場合、例えば莊枘一斗が寺枘一・一七斗のとき、寺枘に換算して納入したとすると一升七合の延びが生じるが、この延びを指す。太良莊における斗出の問題については、弘安二年(一二七九)一二月に定宴が供僧に次のように述べている(や 五、二四一号)。

抑太良御庄斗出間事、當時御領本斗之一斗者、當時之御寺御斗仁一升七合仁延候之条者、顯然之次第候、彼御庄之本斗八、去比御米を越木津候之時、於途中、為牛馬被打損候けるを、代官阿性加修理候之由承候、於京用之本斗者、故 前大僧正御房御時、当御庄或為給主被損、或為地頭被煩候之間、忽罷成荒郷候之刻、以此御領賜定宴、可沙汰直由被仰下候時、御庄之本斗とて給預置候了、御庄斗与京斗交量者不仕候、於京斗者、一切雖一粒不減少候、(中略)而以斗出五合之余残、存得分、奉掠御寺候事、更不思寄次第候、

この書状では様々な本斗が述べられていて紛らわしいが、傍線部

の「當時御領本斗」が現在の莊斗を、「當時之御寺御斗」が現在の寺斗を指すことは明らかであろう。そして「彼御庄本斗」「御庄之本斗」「御庄斗」はいずれも同じもので、太良莊で本来用いられてきた莊斗のことである。その外に「京用之本斗」「京斗」があり、これは太良莊預所が京都で東寺に年貢を納入するときの斗枘であったと見られるが、定宴の文章に拠る限り、この「京用之本斗」は定宴が太良莊復興のために現地に下向するにあたり菩提院行遍が「御庄之本斗」として定めたものであった(「京用の本斗に於いては、…御庄の本斗とて預け置かれ候了」)。すなわち「御庄之本斗」=「京用之本斗」であり、「御庄之本斗」は破損したが、定宴の代官阿性房静俊がもと通り修理しており、また「京斗」の容量も減少させはしなかつたというのであるから、定宴の言いたいところは「御庄之本斗」=「京用之本斗」=「當時御領本斗」ということになる。しかし定宴が年老いて明晰さを失ったことがあるにせよ、「京用之本斗」は「御庄之本斗」であるとする彼の表現には曖昧さがある。両者が同じものならわざわざ両者の「交量」「校量」「比較する」はしていないということ述べる必要はないからである。

したがって、定宴の主張は疑うべきであり、そのことは引用史料の末尾にあらわれる「斗出五合之余残」と關連させて考えると明白になる。定宴の言うところでは「御庄之本斗」も「當時御領本斗」もその一斗は「當時之御寺御斗」にすると一斗一升七合に延びるといっているのであるが、弘長二年(一二六二)九月の定宴注進状では、預所得分の交分と並べて、「一斗別二升二合也」と記している(や 一

○ 一)。すなわち、菩提院行遍の定めた「御庄之本斗」は寺斗より二升二合大きかった。行遍が定めたこの莊斗と寺斗の差額を建長七年(一二五五)の太良莊定米一八六石余(は二、四五号)を基準に算定すると四一石弱になるが、この差額分を誰が収取していたのか、文永元年(一二六四)以前については不明である。文永元年からは表4に示したように供僧が「斗出」として収納している(は二二、二四、二五号、教護二二四号、は二二三、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)。

これによると、文永初年は斗出二升二合であったが、その後低下し、弘安二・三年に再び斗出二升二合となるが、同四年より斗出一升七合となった。定宴が納所公文であったときにも斗出二升二合が見られるから、斗出の率は供僧が決めていたのであろう。

これにより、斗出は弘長二年に定宴が注進しているように本来二升二合であったが、定宴は斗出一升七合は「顯然」と主張しており、したがって供僧はこの二つの斗出の差額五合を定宴が「得分」として収取していると非難したことがわかる。結局、この問題は表4に見られるように斗出一升七合で決着し、五合の得分は預所が確保し

表4 年貢米支配状の延定

文永元年	斗出2.2升
2年*	2.2
3年*	1.8
4年	1.8
6年*	1.85
7年*	1.85
8年	1.85
9年	1.61
10年	1.7
11年	1.7
建治元年*	1.7
2年	1.7
3年	1.7
弘安元年	1.7
2年*	2.2
3年	2.2
4年	1.7
5年	1.7
6年	1.7
7年	1.7
正応3年	1.7

*の年は定宴が納所公文であった。

たと判断される。この斗出得分問題は預所に対して供僧の追及が厳しかったことを物語るが、預所が何とか菩提院行遍の遺産を黙認されたことを示している。

(三) 保一色

保一色は網野氏によって「預所の責任で小百姓たちに充てがって耕作させる、事実上の預所名であり、その一部を自らの従者に耕作させるなど、得分を得る道はあったものと思われる」とされているところである。この指摘を踏まえながら、預所支配の拠点という観点から、保一色について少し検討を加えておきたい。

保一色について弘安一〇年(一二八七)に地頭若狭忠兼は預所との相論のなかで「当保元十二名也、而六名下地称保一色、預所押領」と逆襲している(ア 三〇、二六八号)。これは建保五年(一二二七)の検注で定められた二名のうち六名が押妨されて一色田となったことを物語るが、預所浄妙が反論しているように押妨したのは預所ではなく、太良保時代の地頭であった。太良莊支配に臨んだ定宴はこの保一色をもとのように名田化せず、一色田として掌握しており、定宴の莊田編成をしめす建長八年(一二五六)の勸農帳(は三、教護六〇、集成四八号)では名に配分された一色田が二町三段一六〇歩あり、それ以外が「一色分」で五町四〇歩(領家分年貢四〇石余)ある。したがって一色田は全体で七町三段二〇〇歩ほど存在することになるが、名に配分された一色田は名主の管理する名田の如く見なされていた。そのことを示す例が建長六年の「御実検時沢名坪寄」であって、そこに記された時沢名二町八段二四〇歩の

うちには二筆、二段七〇歩の「一色」が含まれており（し 四二二）、「この一色田を含んだ全体が時沢名と考えられていた。また末武名は本来一色田が配分されていなかったが、脇袋範継が名主の時に預所定宴は「保一色田」を末武名に加えたので、範継はこれを知音の明通寺僧頼印に耕作させていたとい（ル 一三、一四七号）、保一色田も名に加えられると名主が作人を差配しえたことがわかる。したがって、預所が支配する保一色田は名に配分された一色田を除いた五町程度であるが、実際には「太良御庄一色田と申候て、百姓名之外四町八段余候也」と定宴が述べているように（エ 一〇、一七一号）、保一色田は四町八段とされていた。

預所が保一色を實際にどのように支配していたのかを示す史料は乏しいが、後の得宗地頭は「至一色分者、依為浮免地頭令作人之条、没收領之法也」と述べ、稲庭時定没收地の一色分は「浮免」であるから地頭が作人を付けるのは当然であるとしている（ヒ 二七六）。黒田俊雄氏はこれにより一色田は下地の固定していない浮免であると解されたが、作人を付けることが問題となっているので、この「浮免」とは作人の固定されていない散田の意味と考えるべきであろう。この散田支配権を通じて預所は保一色に強い支配権を及ぼしていた。弘安八年（一二八五）に預所代官大蔵入道盛光（定宴の子）の未進を供僧が譴責するときに「保一色などをもわけつる人にて候へ、大くら入道をせめられ候へし」とされており、この意味は大蔵入道盛光は保一色の配分を受けている人物なので、彼を譴責せよと解しうる（オ 七、二五七号）。保一色を預所の一族が分割

知行する例としては、得宗支配下の元徳年間（一二三九～一二三二）に定宴の孫で預所であった妙性が娘（むめ）に「しき一ちやう」を譲っていたことが挙げられ（は 一〇二）、その内容をこの娘（むめ、賀茂氏女）は後の康安元年（一二六一）に「一色壱町五石」と注進している（し 三三三）。この保一色内得分は先の預所得分注文にも、また南北朝期の文和四年（一二三五）の預所得分目録（ア 六二）にも見えておらず、得宗支配下の元徳年間にどのようなにしてこの得分が確保されたのか十分明らかではないが、少なくとも表向きの文書には現れない得分を預所は収取していたのである。

さらに後述するように預所妙性は正安二年（一二三〇）に荘民が「預所之作田」の耕作を拒否したことに反論しており（ア 三四）、預所直営田が存在していた。直営田を設定するとすれば、保一色のなかに置くのが抵抗の少ないやり方と考えられるが、年末詳（南北朝期）の「太良庄領家方内保一色田数并御年貢員数事」と題する史料には保一色散田のうち二段七〇歩、分米六石という高斗代の地が「御手作」と記されている（ハ 三九二）。鎌倉期の斗代は不明であるが、この保一色内直営地も預所の得分に加えることができる。

さらに付け加えるならば、保一色は預所の所従として現地の所務を支えた人物が作人となっている地でもあった。定宴の所従で定使の役を担っていた平十郎成近（のち西向）は弘安元年（一二七八）の一色田所当米の未進分七斗余についての請文を提出しており（は 二二 一七、二四二号一七）、保一色の作人であったことがわか

る。後述するように、正安四年(一三〇二)の得宗検注によって設定された一色名の名主にはこの西向と開善が任じられているが、開善は預所代官静俊(定宴の子)の「下人」であった(モ 一五八、一八六号)。

以上から、保一色は預所が散田支配を行う地であるとともに、定宴子孫の一族が分割知行して得分を確保しており、一部を預所の直営田として百姓に耕作させるとともに、所従が作人となっていたことがわかる。この意味で保一色は、先の預所得分注文に記される所務にともなう表向き得分とは別の次元で、預所とその一族・所従が現地に密着した支配を行うための拠点であったということができ。この保一色は建長六年の「実検取帳目録」には見えず、その後の勤農帳作成の段階で定宴が確定したものであり、したがって預所は先に述べた斗代増減得分とならんで「勤農権」にもとづいて保一色を支配の拠点化していたのである。それゆえ、正安四年(一三〇二)の得宗検注が保一色を認めないで一色名に編成したことは、預所支配の拠点を破壊するという意図があったのである。

以上、預所得分注文に記された得分と、そこには記されていないが預所の得分となっていた斗出と預所の支配の拠点とも言うべき保一色とその得分について検討した。斗出と保一色が預所得分注文に記されていないのはそれなりの理由がある。それはおそらく預所が、斗出と保一色に関する得分は菩提院預所となって以来の付加的な得分であるが、得分注文に記す得分は預所が保司から引き継いだ本来の権限にともなう得分であると判断していたためである。

これまで預所の支配権を預所得分という視点から検討してきたが、預所支配の独自性は斗代増減と保一色という「勤農権」にもとづく支配に特徴的に現れていたことを確認したい。しかし、預所支配権は得分の視点からでは捉えきれないことは言うまでもなく、それは預所を取り巻く供僧・地頭、そしてとりわけ荘民との政治的関係によって規定されている。次にはそれを預所職が定宴から娘・孫娘へと移る文永年間以降の時期を中心に検討したい。

二 定宴活動末期の預所支配権

文永年間以降の太良荘など東寺供僧領荘園に関しては、すでに網野氏によって供僧が菩提院行遍などの支配から脱して荘務権を確立していったことが明らかにされており、太良荘においても預所定宴とその子孫の動向はこの供僧支配の確立という大枠に規定されている。

まず定宴の動きについてみると、彼は寛元元年(一一四三)の地頭と百姓の相論を勝利に導いたことから荘民の信頼を得ているという現地支配についての自信があり、さらに「供僧分庄々納所公文職」に任じられて(教護八二号、集成一一五号)、東寺内部に深く食い込んでいた。こうした立場を利用した定宴は文永九年(一一二二)八月に正預所聖宴を無視して、娘の阿古(東山女房、淨妙)に預所職を相続させることに成功する(又 二、ヤ 一一、一一六号)。

娘が預所に補任されるために定宴は預所得分の交分のうち米五石と佃大豆一石一斗を供僧に毎年納入するという約束をしており、また

預所補任は「供僧之御計、臨時之御恩」であることを確認させられている。こうして菩提院補任の預所から供僧補任の預所が成立するのであり、それは莊務権を握ろうとする供僧と、聖宴から離れて預所職を相伝の職にしようとした定宴の意図が合致して成立したものであった。供僧領四莊(弓削島莊・安芸新勅旨田・平野殿莊・太良莊)の預所補任権問題はその権限を主張する供僧と補任状の発給権を保持しようとする菩提院了遍との間で建治元年(一一七五)においても未解決であったが(ヨ 二八、一七五号)、太良莊では実質的に供僧補任の預所となっていたのである。

定宴が預所職の相伝を供僧から認められたこの前後の時期において、莊園支配はどのような変化を見せていたのか、預所支配の動向を中心にいくつかの問題を取りあげて検討してみたい。

(一) 名主職相論

末武名相論については網野氏や橋本道範氏が詳述されているので、相論の経過については繰り返す必要はないであろう。末武名主には正嘉二年(一二五八)六月に宮河乗蓮が補任され(め 五、五三号)、次いで弘長二年(一二六二)四月に中原氏女が補任されるが(な 一一、六三三号)、この相論において六波羅探題と交渉し、相論に裁決を加えたのは菩提院行遍とその配下の正預所聖宴であった。供僧たちは相論に関与してはいない。末武名相論に供僧が関与するようになるのは、文永六年(一二六九)ころ聖宴が名主に乗蓮娘の藤原氏女を補任するよう供僧に求めてからのことである(り 二八四、九三三号)。供僧たちは中原氏女にも藤原氏女にも過失があ

るとして文永十一年(一二七四)二月に聖宴配下の僧快深を名主に補任し(は 七、一三三三号)、快深が御家人でないとの批判を受けると、同年七月に藤原氏女を補任している(ユ 一三二、一五六号二)。これらの補任は聖宴の意向に添うものではあるが、いずれも供僧の判断によってなされたものである。ただし、供僧の裁決を受けて出された快深宛の補任状および藤原氏女宛の補任状は、以前の菩提院行遍が出した補任状と同じ形式を取っており、特に藤原氏女宛の補任状は案文ながら袖に「在御判」とあり、奥上に「預所在判」と記されているが、「在御判」とは聖宴のもので、「預所在判」は定宴の署判と推定される。したがって聖宴と定宴の補任権は存続しているのであるが、藤原氏女宛て補任状は、その端裏に「東寺御下文案」と記されているように、東寺からの補任状と見なされていた。

同じころ相論となった勸心名をめぐる問題も供僧が預所の名主職補任権を吸収していく一段階を示しているが、この場合には在地における権利(法)秩序の変化や「惣百姓」の動向と関連している。文永八年(一二七一)に元の勸心名主の妻の子である西念は名の返還を求めて預所聖宴に訴えたので、勸心没後は西念に安堵されることになっていたという(ル 九、一一九号。さ 三、一三三三号)。文永一〇年ころ名主勸心が死去したので、聖宴は西念を名主職に補任しようとしたが、勸心から名主職を譲与されていた小槻重真らが訴えたため、聖宴は莊民の真利と真安に勸心名の由緒を注進させている。真利と真安は「年来百姓」「古老百姓」といわれているが(ア

三七三、二二七号。京 一五、二二九号。さ 二、二二三二号)、彼らは西念の母が名の公事を負担していたことは見知っている、しかし西念の母と勤心の間の名についてどのような約束があったのかは不明だと注進した(ア 三七三、二二七号)。この注進状は西念の名主職の正当性を積極的に主張するものではないが、「古老百姓」らしく西念母が名主であった歴史を証言しており、後の勤心名をめぐる相論において西念の子の宗氏はこの「古老百姓」の証言を支持の一つとして提出している。「古老」の証言もあって、聖宴は結局のところ文永一〇年三月に西念と重真らそれぞれに半名の名主職を認める補任状を下したのである(ル 九、一一九号)。

しかし預所聖宴が死去(文永一二年一〇月)すると、勤心より遺跡を譲られていた重真らと、彼らを支持する百姓たちは聖宴の裁許を不満として三度にわたり預所定宴に訴えたので、弘安元年(一二七八)四月に遂に定宴は勤心名一円名主に重真らを補任した(ヌ 四、二二二号)。これに対し、定宴の裁定を不満とする西念の子の宗氏は弘安元年五月に供僧に訴えたため、勤心名の補任権は預所から供僧に移ることになり、供僧は宗氏に勤心名の耕作を安堵した(ア 三一一、二二五号)。この供僧の処置について、定宴と百姓たちはそれぞれの立場から反発している。先ず定宴についてみると、供僧の処置に反対する重真や百姓たちが供僧に訴えるため東寺に参上したことを告げる定宴の書状は、

抑当庄先例八百姓名等成敗者、預所相計事二候之間、充文を成下候し処、令違乱候之間、東寺へ令参て可承由依申候、訴人等

参上仕候き、此由を可令申入給候、

と記されている(同)。意味するところは、百姓名の相論裁決や補任は先例により預所の権限であるから、重真らに名主職補任状を出したが、(供僧の安堵を得たという)宗氏が違乱しているので、重真や百姓たちは訴人として供僧の裁決を仰ぎたいとして参上したので承知頂きたいという内容である。引用中の「抑当庄先例八百姓名等成敗者、預所相計事二候之間、充文を成下候し処」は訴人(重真・百姓たち)の発言のようにも見えるが、そうであるためには「預所被相計事二候之間、充文を被成下候し処」と傍線部一箇所には「被」を必要とするから、これは定宴自身の言葉である。したがってこの文言は定宴が百姓名補任権は預所が持つのが正当であるとして、供僧の処置に抗議した言葉と解釈しうるのである。

他方、百姓たちの供僧に対する抗議は著名な申状なので周知のことであるが、重真を含む五人の名主はまず「彼名田重真一円可令領知之由、先度一同令言上畢、而百姓等掃別意趣執申之由、宗氏立申之条、極無実也」とのべ、百姓が重真を支援しているのは「別意趣」があると宗氏が供僧に申し立てているのは全くの無実であるとする。そして百姓が重真を支援するのは、「如此相伝之名田等、無指罪科、於充賜掠申之輩者、今日者雖為人之上、明日者又身之上者歟」という名主の連帯意識にもとづくものであり、七〇年に及ぶ勤心の名支配にもかかわらず、「以種々秘計掠申」した宗氏は退けられるべきことを主張している(イ 一一、二二六号)。すでに網野氏が指摘されているように、この申状は相論相手の宗氏により「惣百姓

等申状」(京 一五、二二九号)と称されており、「惣百姓」の意志を示したものであった。この後、重真と宗氏の訴陳がなされ(卜一四、二二八号。京 一五、二二九号。教護一〇八号、集成二三〇号、お 一、二二二号)、結局供僧は「古老百姓」の証言によって宗氏の主張を認めながらも、勸心の永年の奉公も否定しがたいとして、聖宴の裁許のように半名宛の支配を命じたのである(さ 三、二二二号)。

この勸心名相論の裁許をみると、聖宴と供僧は「古老」の証言を拠りどころにしていることがわかる。それに対し、「古老」「年来百姓」の次世代の名主たちは、自らの名主職を保持するために、「古老」の体現する由緒を否定して連帯意識を強め、「惣百姓」の共同的意志を形成し主張しているのであり、定宴はその意志に沿うかたちで名主職補任権を行使用していたのである。定宴にとって名主職補任権は法の正義を実現するというような抽象的な権限としてあるのではなく、「古老」の歴史意識を否定して新たな展開を見せつつある「惣百姓」の意志に対応することにより、荘民との「信賴關係」を保持し、荘園支配を円滑に行うという現実的機能を持っていたのである。

これに対し、両者に半名宛を与えるという供僧の裁許は法の観点からすれば衡平を図ったとはいえるが、変貌しつつある荘民の法意識とは食い違い、荘園の円滑な支配の観点にもとづく定宴の現実認識力には及ばなかった。供僧は預所の名主職補任権を吸収することにより支配の抽象化を招くが、同時に定宴の跡を継いだ娘孫たちの

支配も荘民の意識とかけ離れた權威主義的傾向を強めることになる。これらの点については後述することとし、次には内検目録の成立について考えてみたい。

(二) 内検目録

文永三年(一二六六)一〇月に地下公文代豪成と御使定宴によって「田数并所当米損得散用事」と題する文書が供僧に提出された(教護七一号、集成七七号)。これは太良荘の総年貢米(一八六・六九二五石)から地頭や百姓の押募分や荘立用など三五・八一六五石を控除した残りの定年貢米一五〇・七二七一五石のうち、この年の内検によって査定された損田分五町四段三五歩の損亡高四三・一四八八五石を差し引いて残御米一〇七・七二七一五石を確定し、その内容に偽りなきことを供僧に誓約したものである。同様の文書が文永七年一〇月(は 五、一〇九号)、文永一〇年一〇月(教護八〇号、集成一二四号)、建治二年(一二七六)一〇月(は 二〇、二〇〇号)に作られている。これらの文書は文永七年分の端裏書に「内検目六」と記され、文永一〇年分より「損亡内検損得散用事」と題されているので、以下では「内検目録」と称することにしたい。正安四年(一一三〇)より始まる得宗地頭時代以前において知られる内検目録はこの四点であるが、得宗地頭時代では延慶二年(一一三〇九)一〇月(は 四〇)・正和四年(一一三五)一〇月(は 五七)・元亨四年(一一三四)一〇月(れ 四)に内検目録が作成されており、元亨四年の場合には内検帳が前欠ながら伝えられている(教護四七八号)。元亨四年の内検帳は作人の田地一筆ごとに、損田と得

田の面積を記し、末尾においてそれらを集計しようとしており、この内検帳の記載様式は同じ供僧領の安芸新勅旨田について弘長三年(一二六三)以来作成された損得検注馬上帳(内検帳)と同じであり、かつ定宴は納所公文として新勅使田の内検にも関与しているの(と)と一四〇)、定宴が太良荘において内検帳を作成していたとすると、のちの得宗地頭時代と同じ形式であったと考えられる。

さて、内検帳が現れる文永三年から得宗支配時代の元亨二年(一一三二)までの年貢収納状況を、主として供僧のもとの正米配分を示す年貢米支配状によって年度ごとに表示したものが表5である。東寺は乾元元年(一一三〇)以前は正米一二石余を収納基準としていたが、得宗検注によって乾元元年以後は正米は一〇四石余に減少しているの、表を見られるときには注意されたい。弘安四年から得宗地頭時代までの期間は年貢米支配状が十分に伝えられていないので精密な議論はできないが、大まかな傾向を示すことはできるであろう。内検の行われた年については表の損亡欄に注記しておいた。この表らによりながら、損亡をめぐる問題のなかで内検目録が作成されるようになった意義について考えてみたい。

すでに太良荘の損免と内検目録の作成時期に関して勝山清次氏は、次の三期に区分されている。すなわち、期Ⅱ 建治二年までの損亡の年には内検が行われている時期、期Ⅲ 弘安元年(一一七八)～徳治三年(一一三〇)までの内検が行われていない時期、期Ⅳ 延慶元年以後の内検が再び行われる時期である。この勝山氏の時期区分に従いたいと思うが、期Ⅰについては得宗地頭時代以前と

以後の区別は必要であり、また後述するように百姓の損免を求める申状が供僧のもとに提出されるようになるのも得宗地頭時代以後であるから、期Ⅰについては下位区分を設けたい。そのほか、各時期の開始年代も表5によって若干修正する。そうすると、期Ⅱ 建治二年まで、期Ⅲ 建治三年～正安三年まで、期Ⅳ 乾元元年～延慶元年まで、期Ⅴ 延慶二年以後と区分される。

このように区分した上で、正米収納基準額に対する各時期の平均年貢納入率を求めると、期Ⅱ 七九・九%、期Ⅲ 八五・六%、期Ⅳ 七五・五%、期Ⅴ 七〇・一%となる。この数字から、平均年貢納入率は得宗地頭時代がより低下し、また内検が行われる時期がより低下していることがわかる。内検との関連でいえば、期Ⅰに見られるように内検の行われない年は満額の正米を供僧が収納している年も何年かみられるのであるが、内検が行われた年は損免によって納入年貢はかなり減少し、その時期の平均年貢納入率を引き下げているのである。

以上の一般的傾向を踏まえて、定宴が預所であった期Ⅰの特徴を考えてみよう。まず注目されるのは、期Ⅱ以後には損免を要求する百姓申状が多数伝えられているのに、それ以前にはそれが伝えられていないことである。むしろ百姓の要求もないのに損免や内検が行われたわけではなく、建治二年七月に定宴は供僧に宛てて「太良御庄損亡之由事、百姓等申状進上候、可有御披露候」と述べ、損免を求める百姓等申状が提出されたので、供僧に披露している(系一五五 四、一九一号三)。したがって、この百姓等申状をうけ

表5 太良荘年貢米(正米)納入状況

(単位;石)

年代	早米	中米・後米	未進分納入	年貢米合計	損亡分
文永 3	21.5055	65.27		86.7755	43.14885(内検)
4	19.0	85.66		104.66	
6		86.44475	9.06765	95.5124	
7	20.353	61.9657		82.3187	47.531(内検)
8	19.513	73.824	2.3696	95.7066	
9	27.7482	94.27432	3.807	125.82952	
10		53.546		53.546	67.187(内検)
11	32.0227	90.49294		122.51564	
建治 1	29.078	94.4938		123.5718	
2	29.193	54.5725		83.7655	48.02316(内検)
3	24.9	92.3816	0.9343	118.2159	
弘安 1	24.312	77.2337	12.4529	113.9986	15.08(10分1損)
2	30.446	94.1827		124.6287	
3	27.224	53.874		81.098	
4			3.9355		
5		68.593	27.6	96.193	
6	20.5739	71.256	(18.545)	(110.3749)	20.0
7		97.9281			
9		61.9075			
正応 3	17.8525	50.02	4.428	72.3005	
乾元 1	9.77492	35.13	23.733	68.63792	
嘉元 1	1.0255	62.14588	11.78	74.95138	5.0
2	16.2602	50.16111	18.09026	84.51157	10.0
3	18.3786	58.1834	8.75877	85.32077	6.0 + 3.0
徳治 1	16.21759	48.806	3.2961	68.31969	23.0(百姓不叙用)
2	57.69089	21.9787	13.876	93.54559	
延慶 1	15.40662	49.65622	9.024	74.08684	42.78463(百姓押募)
2		28.7964	6.403	35.1994	84.73684(内検)
3	13.82117	57.361	7.191	78.37317	
応長 1	21.96759	64.84471	2.1165	88.9288	10.33334(入田)
正和 1	21.5	39.56538	3.675	64.74038	60.0
2	20.61	67.60722	11.36129	99.57851	
3		53.30386	5.9325	59.23636	50.0
4	23.9502	30.89923	17.44749	72.29692	59.70146(内検)
文保 1	30.97319	26.6898	12.17369	69.83668	
2	33.60686	35.53694	6.54006	75.68386	
元応 1	26.0647	49.13864	6.7	81.90334	
2	21.2333	43.571	4.317	69.1213	
元亨 1	36.9225	21.20112	14.643	72.76662	
2	47.9113	21.50356	10.80472	80.21958	

注; 納入年貢額は正米(現地での納入額である国定から運送費・関料などを控除したもの)で示した。正米額が記されていない場合は近くの日付の支配状などから推定して換算した。銭分も同様に換算した場合があるが、この場合は国定である。なお、損亡分も国定である。

定年貢米は乾元以前が国定150石余(正米122石余)、乾元以後(得宗地頭時代)が国定128石前後(正米104石余)である。預所別進米は除く。

典拠は、乾元以前は - 22(245号)、弘安6年=教護121号(集成253号)この年の未進分が納入されたかどうかは不明。弘安7年=教護124号(集成255号)・は - 23(256号)、弘安9年=は - 25(262号)、乾元以後は教護305号・は - 40。弘安4年分・同7年分・同9年分は支配状が欠けている可能性もあるので、合計欄は空欄としている。

た供僧の評定により、この年に内検をおこなうことが決定されたものとみられる。それゆえ、建治二年以前の内検実施の年である文永三年・同七年・同一〇年にも損免を求める百姓等申状が提出されていたと判断されるが、いずれもそれらの申状は供僧保管の文書としては伝えられていない。このことに関連して、最初の内検が行われた文永三年以前においては損免に関する文書が一切伝えられていないことも考慮すべきであろう。すなわち、文永三年以前においては損免は百姓と預所(聖宴・定宴)の間で処理される問題だったと考えられるのである。文永三年になって初めて供僧が損免に関与し、内検を決定し、地下公文と預所定宴の作成した内検目録によって損免額の報告をさせることになったとみられる。しかし、損免は百姓と預所の問題であるという形式は、期にはまだ存続しており、百姓等申状は預所定宴に宛てられており、供僧の文書としては伝来しなかったと判断される。

期における内検の実施や内検目録の作成の特質は、期との比較からもうかがうことができる。期は内検と、百姓の損免要求に応じて内検なしに一定額の損免を認めるやり方(仮にこれを「一定額損免」とする)が併存する時期であるが、表5の正和元年と同四年の例から知られるように内検による損免が一定額損免より多くなるとは限らず、どのような場合に内検をおこなうかの基準が明確でなく、内検にするか、一定額損免にするかは供僧と百姓の力関係などによって決められていたことを反映している。それに対し、期では損免が国定で四〇石以上に達すると見なされた場合に内検がおこ

なわれたと考えられ、内検を実施するか否かについての基準が存在したものとされる。この基準の性格について、それまでの損免や内検が預所定宴によって供僧の関与しないところで自由におこなわれていたので、供僧が基準を新たに設定したものとみるか、あるいはその基準とは定宴がこれまで荘民との間で形成していた内検実施の慣行を踏襲したものとみるかは、それを判断しうる史料を欠いている。しかし、期と期の比較から明白にわかることは、期の一定額損免の場合は損免額決定について供僧の意志や駆け引きが重要な役割を演じるのに対して、期で内検がおこなわれると決定された場合は供僧がそれ以上介入する余地が少なく、しかも多額の損免額が生じ、供僧はかなりの年貢減を覚悟しなければならなかった。そこで供僧は次の期からは内検を認めない方針に転換したと考えられる。すなわち供僧たちは内検は平均すれば年貢収納の低下を招くと判断し、期からは内検を認めないで一定額損免に切り替え、建治三年から弘安二年にみられるように一定度の年貢収納の安定化を達成しているのである。こうして、期に到り、預所は内検実施の機能を失ったのである。

文永三年からの内検目録の作成は供僧が内検の承認権を握り、預所定宴にその結果を報告させ、誓約させるといふ点では供僧による預所の統制が強まり、供僧の荘務権の深化がみられる。しかし同時に預所と地下公文の実施する内検は多大の損免額を査定し、平均すれば年貢納入率の低下をもたらした。供僧はそれを嫌い、期からは内検を認めず、一定額損免に切り替えた。内検がおこなわれると

いうことは、少なくとも預所を通じて在地の実態を把握した上で支配にあたらうとする領主の支配理念を示している。それに対して一定額損免は実態把握に基づく支配でなく、供僧と荘民の駆け引きや力関係によって損免が決定されていくことを意味し、百姓との軋轢を供僧自らが引き受けることにつながっていく。弘安三年から供僧の年貢支配状況が完備しなくなるのは、百姓の未進などの抵抗が強まったことをうかがわせるが、ちょうどこの年が定宴の没年であるのも偶然ではあるまい。

(三) 預所一族の内紛

次に取り上げるべき預所の動向として、建治二年(一二七六)の預所定宴一族の内紛がある。この内紛の経過に関してはすでに網野氏が論じられており、氏の論に付け加えるものは少ないのであるが、定宴一族が太良荘を拠点とし、現地で得分を確保しようとした動向について考えておきたい。

定宴は以前から子の阿性房静俊を預所代に任じており、静俊は太良荘内に小屋を懸けて「小主」北山女房や子どもを住まわせ、また「下人」開善を手足として支配にあたっていた(は 一三七、一九三号)。定宴は文永二年(一二七四)にもう一人の子の大蔵丞(大蔵入道)盛光に荘内の地四段を与えたことから(は 一二二 二七、二四五号二七)、盛光も荘支配に関与するようになり、定宴の「下人」で定使・綱丁であった十郎成近と結んで静俊と対立するようになった(中 一五七、一八四号)。静俊は真利名内の地を「自分作田」として支配していたが、真利の訴えによりこの地は真利に返却

された。荘民たちが建治元年末に静俊を預所代として認めないと供僧に訴えているのは、この真利名田に関することかと推定される(は

一四、一七八号)。翌年春になると、この真利名田の返却は成近の策動であるとする静俊は成近の作田一段一五〇歩と定使・綱丁の所職を奪ったため、成近の所職安堵をもとめる定宴と供僧の前での相論となった。さらに開善は下向してきた定宴娘の預所東山女房阿古を荘から追い出そうとして悪口に及んだといい、東山女房は北山女房の子どもに「北山女房を八世にもあらずまし」と発言したというように、「父子姉妹之中不和二罷成候」という状態になったのである(は 一七、一九〇号)。結局、この紛争は成近の所職安堵、静俊の預所代維持、両女房の和解で決着したようであるが(系 一五六、一九五号)、静俊はまもなく預所代を離れ、預所東山女房・預所代盛光が支配にあたっていた。しかし盛光は弘安四年(一二八二)に百姓時守から年貢を収納していながら未進と称して大勢の使者で責め立て、時守の妻女を亭屋に召し籠めて厨供給をさせるなどの煩いをしたと時守から訴えられており、後に代官の地位を離れている(な 二六五、二四三号)。

以上の紛争の簡単な経過から知られることは、定宴は自分子孫に相続させることができた太良荘を子孫たちの得分確保の拠点と定めていることであり、定宴の子どもたちが一箇所に集中したから争いも生じたのである。その得分確保も単に定められた預所得分の確保だけでなく盛光が四段の耕地を持ち、静俊が真利名内の地を「作田」としていたように、耕作地を確保するといつかたちを取っている。

静俊が北山女房と子どもを荘内に住ませたというのは注目されるが、彼らの生活地は京都であつたから土着性を持つとはいえず、現地で耕作地を管理したのは「下人」の成近や開善であつたらう。この二人はその後も土着性を失わず、成近は先述のように弘安元年分一色田未進分年貢七斗余の納入を誓約しており、西向(西迎)と名乗るようになった後には勤心名半名を獲得している(教護一九五号)。開善も得宗検注の時には四分一名六段一八〇歩の名主となつている(同)。また既に述べたように、預所の拠点であつた保一色は得宗検注によつて一色名とされるが、その年貢を請け負つていたのは西向と開善であつた。

このように定宴の子どもたちは太良荘を拠点とすべく一定度の在地性の強化をはかつたが、そのことが一族間の対立や百姓との摩擦を強め、全体として在地性を帯びた拠点化には成功しなかつたといえよう。代わりに土着性を強めた西向と開善は得宗支配下においても一色名の名主として、預所の得分確保のためにそれなりの役割を果たしていたものと思われるが、鎌倉末までそうした機能を果たしていたかどうかは疑問である。

以上不十分ではあるが、定宴が預所職の子孫への譲与を認められ、菩提院の預所代から供僧の預所へと転身した前後の文永から弘安年間はじめまでの時期について、預所の名主職補任権、内検目録、預所一族の内紛を素材に預所支配権の変化を検討してみた。この時期はわれわれが今日知ることのできない菩提院時代の預所(聖宴・定宴)の百姓に対する支配の様子が名主職補任状や内検目録という東

寺に伝わる文書によつて浮かび上がってくるのであるが、しかしそれは本来の支配の姿ではなくして、供僧の莊務権掌握の動きのなかで制約された姿にほかならなかつた。この時期については網野氏の指摘のように、供僧支配権の強化と預所権限の削減を基本的動向として確認することができ、預所一族による在地性を帯びた拠点化の動向も成功したとはいえない。他方ではかつて「古老」が体现したような在地秩序も「惣百姓」の結合により変質しつつあり、預所はより供僧の利害を代弁する代官として「惣百姓」に對面していかざるをえなかつた。しばらくは定宴の「遺産」によつて維持されていた預所の支配権も定宴孫娘の藤原氏女の時代の正安元年(一二九九)には莊民が預所の非法を訴えるに到る。次にはそうした問題について考えてみたい。

三 預所支配と百姓の動向

まず定宴が預所となつた娘や孫娘に遺した莊民支配のための「遺産」とは何であつたかを改めて述べておくと、それは定宴が預所代として寛元元年(一二四三)の百姓と地頭との六波羅における相論において百姓を指導して奔走し勝訴を勝ちとつたという歴史に立脚していた。晩年の定宴はこの裁判の時「定宴六波羅ニ祇候仕て」一年中訴えたので勝訴したのであり、それにより「百姓等安堵仕て御年貢備進」したのだと述べ(エ 三三二、一三三六号)、また別の機会にはこの裁判について、

凡者給荒廢之御庄候天、廻種々方便、経方々沙汰、令安堵百姓、

全御年貢仕候事、上々皆被知食事候、且百姓等其余恩于今不忘却仕候者也、

と供僧に訴えている（や 五、一四一号）。ここで定宴は自分の六波羅裁判における功績を今も百姓たちは恩義に感じて、年貢を負担しているのだと自信のほどを語っている。周知のように六波羅裁判を勝訴に導いた定宴に対して百姓たちは「七代に至るも不忠・不善を存すべからず」という起請文を捧げたとされており（ア 三四）、地頭の押妨に対抗するため百姓たちは定宴を主人と仰いで臣従を誓っていたのである。この訴訟について網野氏は「平民」論と関連させて、荘民を私的隷属民化しようとする地頭に対する「平民百姓の自由民としての頑強な抵抗こそが、本所・領家をはじめとする荘園・公領の支配者をして、否応なしにそつした抵抗を保護する」「公」としての姿勢をとらせた根源的な力である」との洞察を示されている。網野氏の指摘されるように、この訴訟によって定宴は荘園領主に「公」としての地位や自覚をもたらし、それは菩提院行遍・預所聖宴・預所代定宴に分有されていた。正安元年（一二九九）に定宴の孫娘である預所の非法を訴えた百姓の申状はその冒頭において、太良荘が「地頭非法張行」によって「百姓侘際」し、「亡庄」となっていたとき、菩提院行遍が定宴を雑掌として地頭の非法を六波羅に「申御沙汰」あつて、百姓を安堵し公事を定めて代々今に至るまで「憲法御成敗」を蒙ってきたとしている（教護一七一号）。この百姓の言葉から、この訴訟によって菩提院以下の支配の正当性が確立したことが、およびその支配の「公」としての性格が百姓の意識にお

いて内面化されていることが読みとれるであろう。

すでに述べてきたように文永年間に供僧が荘務権を把握するようになり、何が「公」であるかの判定は次第に供僧の権限となっていく。そうしたなかで定宴と百姓の間で交わされた七代の臣従関係は供僧の体現する「公」に吸収され尽くせないものとして存続すべきものと考えられていた。これが定宴の遺した「遺産」であった。

（一）地頭支配権の変化

すでに見たように、弘安元年（一二七八）に勤心名主職を訴えた百姓連署状は新しい世代の惣百姓が登場したことを示し、定宴に臣従を誓う起請文を捧げた「古老百姓勤心・真利・時沢」の時代は終焉を迎えていた（ア 三〇、二六八号）。また百姓たちの臣従の契機となっていた地頭の支配も寛元元年裁判状に見えるような耕地押領と料料を責め取るという「東国人の地頭」らしいあり方から変化しつつあった。鎌倉幕府や御家人制に関するこれまでの研究によって、幕府の政治的地位について公権力化の状況が明らかとなり、国家的次元での幕府の財政的貢献の比重が少くないことも判明し、さらには御家人制や御家人役との関連で「御家人領」という概念が提起されている状況にある。こうした研究動向を踏まえて太良荘地頭の支配を捉えようと、地頭は忠兼の父忠清の晩年から荘民たちにとつてもその存在感を増しつつあった。忠清は文永六年（一二六九）に段別二五〇文の大番役雑事を太良保一七町二段一九〇歩（すなわち大田文の太良保定田数）に段別雑事として賦課していたが（エ 一、八一号）、同一一年には同じ役を預所の支配する保一色にも賦

課している(工 一〇、一七二号)。高橋慎一朗氏はこれを地頭に
よる村落の均一的支配を意図したものと評価されており、太良荘の
大田文公田に属する地は預所の保一色であろうと地頭にも所役を勤
仕すべきだという公田支配の論理を地頭は振りかざしているのだ
る。

また文永六年の大番役段別雑事徴収について定宴から抗議を受け
た地頭代は段別雑事の名称を撤回したが、定宴はそれならば日別雑
事と称して忠清の若狭国内所領一八箇所三四三町余に割り当てて徴
収すべきだと反論しているから(な 一六、九一号)、この時の大
番役雑事は太良荘だけに割り当てられたものと見られる。さらに同
じ文永六年に隣接する恒枝保内の田地三町七段一〇〇歩を太良荘が
押領したとする坪付が作成されているが(系 一、九二号)、その
坪付をみるとこの地は後に相論地となる馬上免内の地で(系 二八
三)、当時恒枝保地頭でもあつた忠清の支配下にあつたところだ
あるから、この「押領」は忠清がこの地を太良荘内に取り込んだこ
とを示している。さらに弘安八年(一一二八六)より地頭として史料
に現れる忠清の子の忠兼は知行の諸郷保は多かつたが、太良荘内に
屋形を立てて居住したとされている(四、四五)。これらのことを
関連させて考えると、地頭忠清・忠兼親子は太良荘を支配の拠点地
化しつつあつたと判断される。

また地頭の支配下にある公文が内検目録作成に関与していたこと
はすでに述べたが、建治三年(一一二七七)には公文代石見上座豪成
が東寺へ百姓が奉仕する長夫の催促にあつたことも知られる

(工 一一四、二〇二号四)。豪成は荘内の薬師堂供僧であつたと
考えられ、領家方にも田地を持つている人物である。さらに最近、
太良荘史料集成の編集にあたられている高橋敏子氏によつて、建治
二年に預所定宴の代官である静俊を訴えた領家方百姓申状の筆者は
豪成であるという指摘がなされている。これらの点を考えると、地
頭進止下にある公文豪成は領家にとつても、また領家方の百姓たち
にとつても公文として位置づけられていると言えよう。また少し後
の正応五年(一一九七)三月には伊勢房良殿が地頭忠兼から公文に
任じられているが(オ 一五 一〇)、彼は正安四年(一一三〇二)
には勤心名半名の名主であつたことが知られる(な 五二)。良殿
は勤心名相論のち半名を与えられた宗氏と同一人物の可能性が高
く、勤心半名主として惣百姓結合の中心を占める人物であつた。こ
うして地頭の進止下にある公文は領家にとつても荘の日常的支配に
不可欠の存在となつていたとともに、領家方百姓の中心人物が任命
されるようになっていた。

右にみたような地頭の動向や公文の性格から、この時期に地頭の
支配に一つの転換が起こつていたと見なしうる。それまでの地頭は
荘民から在家役をとり、百姓名から京上夫を徴発してはいたが、そ
の支配は地頭名と馬上免を中心とした限定された支配を特徴として
いた。しかし今や地頭は臨時的にせよ公田支配権を主張するようにな
り、その進止下にある公文も領家方の日常的支配を支える存在とな
り、さらに領家方百姓の中心人物が公文に補任されるようになって
た。それまで領家方と地頭方は比較的分離された支配を行つていた

が、今は公田を中心とする耕地と公文という共通の枠組みを基盤として両者の支配がより重なる度合いを強めたのである。その上で地頭は太良荘を支配の拠点とする動きを見せており、こうした地頭の動向は百姓の行動にも影響を及ぼし始めていた。正応四年（一二九一）三月に領家方の百姓源八は借錢の返済のために自分の「相伝仕候公田下作」を「地頭殿方さまに譲もまいらせ、又彼方へ沽却をも仕候事」は決してしないことを誓約させられているが（ヌ 八）、これは「公田」を地頭方に譲与もしくは売却するという百姓の動きが現実味を帯びてきていること、およびそれに対する領家方の警戒心を示すものである。

（二）助国名相論

地頭の支配強化の試みと、それに対応しつつ自己の名田支配を維持しようとする名主の動向は助国名相論とその処理問題のなかで明らかとなり、定宴の「遺産」はその過程で消滅する。

助国名相論とは寛喜年間（一二二九―一二三一）に逃亡した助国の跡を勤心・時沢・真利の三人百姓が分割して自名に取り込んでいたものを、助国の子の国安と孫の国友が返還を求めて三人百姓と相論になった問題である。預所浄妙は弘安九年五月に国安を助国名主に補任した（エ 四二二）。しかし三人百姓の抗議を受けると先の補任は「不免（究）淵底」行ったものであると自らの審理の十分さを認めた上で、三人百姓（真永・時守・宗氏）に名主職を還補する（教護一七〇号、ら 一）。国安は反論するが無視されたため（京 一九、二六〇号）、翌年五月に地頭忠兼に安堵を求めて

安堵され（エ 四二三）、忠兼は大勢を率いて助国名の前田を取り取り、年貢三〇余石を押領したのである。

預所浄妙は宝治元年（一二四七）の関東裁許状によって領家方の下地支配権は領家に属するとされていることを根拠にすぐに地頭の助国名押領を訴えているが（な 三二、二六六号）、領家方の名田の安堵を地頭忠兼に求めた国安の行動は預所にとって予想外の出来事であつたらう。しかし国安に名主職を安堵した地頭忠兼の裁許状には、「其後国安於領家・地頭両御方連々訴訟、空雖送年序、于今不達理訴」とあつて、国安は以前から地頭にも名の回復を求めて訴訟していたとされている。これを地頭が体裁を整えるために行った作文とみることもできようが、地頭・国衛の側の太良保領家方掌握の様相を示す文永六年（一二六九）の「太良保領家方年貢數目録案」（オ 五、八三号）には当時存在しない「助国名」の田畠の年貢米銭が記されており、地頭側は助国名の消失を認めていなかったから、国安がそこに目を付けて地頭に訴えたとしても不自然ではない。

助国名裁判は預所と地頭の二度の訴陳のち永仁二年（一二九四）四月に和与によつて妥協がはかられ、領家は下地止進権を確保して助国名を取り返したが、その他の公田一町、公文職、馬上免などを押領した問題は地頭の既得権を認めざるを得なかった（ヒ 一六）。助国名についての失策を咎められた預所浄妙は供僧から「巨多料」を課されたとされ（な 五一）、正応三年（一二九〇）六月に預所職は浄妙娘の藤原氏女に替わるが、新預所には供僧から「不可存相伝之所職」という条件が付けられている（ヌ 六）。永仁四年四月

に供僧は助国名百姓職に三人百姓を補任し、預所がこれを施行しており(ら 一 二・三)、助国名補任権は供僧が握ったことが明示されている。この時に助国名の回復を狙う国友は地頭が名を押領していた時期の三人百姓の不正を供僧に訴え出た。それによると、助国名田は二町八段で内免二段・不作二段を除いた二町四段が定公田で年貢は二〇石五斗であるにもかかわらず、地頭押領時代に三人百姓は領家に対して助国名は田地三町で、年貢は石代で三〇石を地頭に納入したと称し、差額の九石五斗を毎年着服していたといっている(教護一六〇号)。

この着服問題について、預所は正安元年(一二九九)に国友・三人百姓・定使西迎(西向)を呼び出し追及した。この時の状況は後の正安三年四月二日に国友と西迎が供僧に証言した文書によって知られるが(お 四)、不正を追及する国友に対し三人百姓は「閉口不及陳答」とあるように着服を認め、返済を約束させられた。その返済状況を示すものが供僧に対し同じ日に西迎が証言した内容を示す文書であり(教護一八二号)、それによると三人百姓が着服した年貢米は六四石五斗八升と算定され(国友の主張では九石五斗の七年間の着服で六六石五斗となる)、地頭押領分二九石を除いた残りの年貢が返納されている。いま観心名分の返納について例示する。

一、勸進名二十一石七斗三升内

地頭押領下テ不済之、残十一石七斗三升内八納取テ令進上候了、

の如く、着服年貢の勸心名分を確定し、そのうち地頭に押領された分(一〇石)は免除し、残り分を勸心名より取り立てて供僧に納入したことを述べている。ここで三人百姓は着服年貢の一部を地頭が押領したと述べているが、実質的には着服年貢を地頭と分け合っていたことになる。地頭が国安を名主に補任したにもかかわらず、三人百姓が依然として名主であり続けたのは地頭と三人百姓との間で着服年貢の配分についての密約が交わされていたとみるべきであろう。預所浄妙や藤原氏女が地頭忠兼と助国名の支配権を争っている状況のもとで、三人百姓は地頭と結託しているという構図が生まれていたのである。さらに付け加えるなら、三人百姓の一人時沢名主蔵円はこれ以前から地頭に接近していた。蔵円は正応四年(一二九一)四月二日に盗犯によつて逃亡した兄の時守の跡を宛行つという預所の補任状を得ていたが(お 一〇一 一)、一月後の五月六日には地頭忠兼からも時沢名の下文を得ていたのである(お 八五)。このような状況を見るならば、定宴の「遺産」はもはや消滅していたといわざるを得ない。着服問題を追及された三人百姓は着服分の一部を返納することによりとりあえず助国名を保持し、さらに後述するように、この正安元年の六月には荘の百姓たちとともに預所を訴え反撃を試みるのである。

助国名年貢着服問題について定使西迎も疑いの目が向けられた。供僧への証言で西迎は繰り返し着服については「国友申候二付候て始テ承候也」と述べ、地頭押領時代にはこの不正を知らなかったと逃げ腰の態度をとっている。西迎が不正を知りながら黙認していた

のかどうかは不明であるが、母が「巨多過料」を課されて嘆いていた預所は西迎の責任を厳しく追及したものと見られ、不正問題が確定した正安元年一〇月に定使西向（西迎）は「不慮之外」に「勘当」されたことを嘆いたので許されたことに感謝し、以後の奉公を誓う旨の起請文を捧げている（エ 二〇）。「勘当」とあるから供僧から処罰されたというより、定宴下人であった西迎が預所より地頭押領時代の責任を追及されたものとみることができると思う。後述する正安三年の陳状のなかで預所は近年の定使が年貢徴収に弱腰であるから、年貢・公事の納入状況が悪化したという認識を示しているが（ア 三四）、この定使とは西迎に他ならない。西迎はすでに七〇歳になっていたから気力が衰えたこともあるが、先述のように耕地の年貢負担者として土着性を強めた西迎の持つ農民的性格が百姓たちに理解を示すようになったと解すべきであろう。ここでも定宴時代の「遺産」は消滅しかけていた。

（三）正安元年の百姓訴訟

正安元年（一一九九）六月に太良荘名主は連名して二通の申状を供僧に提出した。一通は地頭忠兼の非法を訴えたものであり（エ 一九 一）、もう一通は預所藤原氏女の所務が苛酷であることを訴えたものである（教護一一一・一一二号）。申状の提出時期から考えて、すでに網野氏が示唆されているように、助国名着服問題で窮地に陥っていた三人百姓が局面の打開をはかるために主導したものとみることができるとする。

まず地頭を訴えた申状から検討すると、名主たちは地頭の非法と

して、脇在家に公事を課すこと、名内畠地を押領したこと、板東夫を毎年賦課すること、入草のこと、房仕に日夜召し使うこと、農繁期の五月から七月に公事を課すことを訴えている。地頭に対する荘民の訴えは弘安一〇年に預所浄妙が地頭忠兼の非法を挙げたなかに「百姓等注進地頭非法十六ヶ条」と見えており、以前から預所の訴訟に含まれていた（は 二七、二六七号）。「地頭非法十六ヶ条」の内容は知ることができないが、正安元年の申状に挙げられた非法はほぼ含まれていたと思われる。地頭はこれについて弘安一〇年の陳状ではそのような非法はないとしているが、正応二年（一一八九）の陳状ではこの問題は「百姓等之訴訟歟」と述べて、預所の追及をかわそつとしている（は 三二）。この正応二年の訴陳で預所浄妙は地頭が「剩称御下知未断、恣進退麻桑畠」していることを新たな論点として挙げているが、これは寛元元年（一二四三）の六波羅裁許状では保留扱いとなっていた地頭押領の畠七段三〇〇歩を指しており、預所はその支配権を主張している。

その後訴訟の進展はなく、結局永仁二年（一一九四）四月に領家雑掌と地頭代の和与となり、畠七段三〇〇歩は地頭の支配とし、百姓の訴えた地頭の非法に関しては「於非分事者、一向令停止」するという抽象的な文言で妥協がはかられている（ヒ 一六）。したがって、正安元年に名主たちが地頭を訴えたのは、和与によって領家と地頭の間で一応の解決がはかられた問題を名主たちが自らの問題として再び提起したことを意味する。名主たちは右の「名内畠地の押領に関して、太良御庄百姓名内畠地地頭御方被取注文次第」を

作成して、七段一七〇歩の屋敷・麻地・上葉畠・畠が地頭に押領されて、七段一七〇歩の屋敷・麻地・上葉畠・畠が地頭に押領されていることを注進している(エ 一九 一)。これらの畠地は和与状に見える地頭押領畠と重なるものと考えられる。すなわち名主たちは永仁二年の和与によって領家側も承認した畠についての地頭支配権について訴えているのである。

この点を理解するためには、すでに別稿で指摘しているように、畠は名主の所有地として法的に構成されていたことを想起する必要がある。末武名主脇袋範継が文永十一年(一二七四)に「公田」である末武名内保一色田を松永地頭に押領された時に、これは「堺相論」であるから「本所御沙汰」であり、名主が訴訟をするためには「本所御挙状」を必要とすると述べているように(ル 一三、一四七号)、「公田」は法的には荘園領主の支配するところであった。それに対し、寛元元年の地頭との相論においては畠七段三〇〇歩は名主が所有権を主張しうる土地として法的に構成されていたのである。それを否定したのが正応二年の預所浄妙の重申状であって、地頭押領の畠七段三〇〇歩について、

所被載彼御下知之百姓等、大略令死亡了、所詮於当庄田畠下地等者、可為領家進止之条、宝治御下知明鏡也、

と述べ(は 三二)、寛元元年の裁許状に載せられている勤心などの百姓がほぼ死去した今は、領家の勸農権が認められた宝治元年(一二四七)の裁許状(エ 二、三七号)によって「田畠下地」とも領家が支配すべきであると主張している。名内畠は百姓一代限りの所有権があるだけで、死後に跡を継いだ百姓には継承されないという

のは、百姓にとつては容認できない論理であり、また畠の支配が問題とされていない段階での勸農権が畠支配権をも含むというのは拡大解釈といわざるを得ない。こうした法的には無理がある解釈にもとづいて、預所と領家は畠七段三〇〇歩の支配権を主張し、百姓の法的所有権を無視して地頭との間の和与によって地頭の支配権を承認したのである。したがって正安元年に名主たちが畠を地頭が押領していることを訴えたのは、領家と預所の不当な処置に対してあくまで百姓独自の権利を主張するための行動であったと位置づけることができる。しかし、すでに地頭との間で和与を成立させていた領家供僧にはこの名主たちの訴えを支援する気はなかつたとみられ、地頭に対し訴訟が行われた気配はない。寛元元年には預所定宴は畠に対する百姓の所有権を認め、六波羅の法廷で百姓の主體的権利を支援した。それに対して、永仁二年には預所と供僧は百姓の権利を否定して地頭との間で和与を結び、正安元年の百姓の訴えは無視したのである。百姓は預所や供僧に対する依存状況を克服していかなければならなかつた。

次には名主たちが預所の「新儀非法」を訴えたことについて検討したい。名主たちの訴えに対し預所藤原氏女は翌年の三月に陳状を提出しており、それによって名主たちが訴えた八力条の内容を知ることができ(ア 三四)。名主たちの訴えた預所非法八力条とは、百日房仕役のほか雑事を課すこと、百姓名内の上葉畠を抜き取つたこと、散使田は百姓巡役であることを無視したこと、京上夫を過剰に負担させること、荘の出入りに乗輿を用い百姓を使役

すること、一人に定まっている年貢催促の定使を多く用いること、預所直営地に百姓を使役すること、染花が採れないのに花紙代用途を徴収したこととなっている。ここでは百姓と預所の関係の變化を示す。・・の問題を預所の陳状が出された翌月の正安二年四月の供僧の裁許状（お三）も含めて考えてみたい。

まず、 について名主たちはこれまで名内の上葉畠の所有を認められ、葉（桑の葉）を弁進してきたところ、この預所は名内から上葉畠を抜き取ったと抗議したが、預所は上葉畠は預所の進退で百姓名内の地ではないと反論している。母の淨妙が地頭との相論で畠は領家進退と主張したことが実行されているのであって、名主たちは地頭に対するのと同様の怒りを預所に向けていると考えられる。この争点に関する供僧の裁許は「両方無指所見、仍成公畠之由云々、成公畠上者、相互可致半分之耕作矣」とあって、証拠がないので公畠とするので預所半分・百姓半分の耕作とせよというもので、すでに別稿で述べたように極めて形式的な裁許であった。

つぎに、の散使田とは文永三年（一一六六）の内検帳（教護七一号、集成七七号）の除分に、「一石 散仕田一段分、不弁之」と見えるもので、百姓たちが訴状で「百姓等宛賜之、守巡役次第、経其役」と述べていることから、本来は年貢収納時の算勘の役などを勤める百姓に与えられた給田であったものが、この段階では百姓が「巡役」として散仕を勤め、給田の得分を順番に得ることになっていたらと判断される。散仕は領家や預所の進退する下級荘官という性格から惣百姓の差配する共同体の役職に変化していたといえるが、預所

は散仕を「撰器量令宛行」つたため惣百姓はこれを惣村自治の侵害と捉え反発したものとすることができる。供僧の裁許は預所の主張を認め、百姓の「巡役」という主張は退けられた。

は預所支配の一つの特質を示しているので、少し論じておきたい。預所は百姓が預所の直営地を耕作するのは「致正月節養之間、百姓又為報答之」であると反論しており、預所が正月に百姓を招待して饗宴を催すことに対する百姓の返礼が直営地耕作であったという。したがってこの直営地耕作は「節養」と「報答」という互酬制原理にもとづいているというのが預所の主張である。預所がこうした互酬制を主張する背景には、表1の預所得分に示したように在地領主の系譜を持たない預所は京上夫の他は夫役を徴発することができなかつたという事情がある。他方で、預所によれば百姓たちは預所に対して七代の臣従を誓ったような従属関係にあるものと観念されていた。しかしこの臣従関係は観念的・非制度的なものであり、それにもとづいて労働夫役を徴発するというかたちでは実体化できないがゆえに、「節養」と「報答」という互酬制の論理が預所によって主張されているのである。預所の直営地労働夫役の徴発は職としての権限にもとづくものでなく、また預所は在地において百姓に對し家長制支配や家産制支配の実態を形成していたわけでもないから、その労働夫役の徴発は互酬制を論理とするパターンリズムに依拠していたとみるべきである。「節養」と「報答」について預所の主張をもう一度その前に置かれた文言を含めて引用すると、

田地耕作之事、敢非新儀、云預所、云百姓、依為重代、以優如

之儀、致正月節養之間、百姓又為報答之、

とあり、預所が「正月節養」を行うのは、預所と百姓が「重代」の關係にあるので「優如(宥恕)」の思いからであると述べている。

「重代」であるというのは定宴と百姓との歴史を指し、この段階では定宴の「遺産」を意味する。また「優如」の思いとはパターナリズムの現象形態である温情主義にほかならない。定宴の「遺産」は実態としては消滅していたが、「正月節養」の饗応のなかに形式として存続していたものを百姓たちが批判しているのであり、次に見るようにこの饗応が存続したとしても、それは新たな意味づけを含むようになる。

この節養と直営地耕作の争点は供僧の裁許では、相互以和与之儀可致其沙汰矣」とあつて妥協による存続がはかられている。南北朝期以後の地頭方においては節養米一石(半済以後は五斗)が百姓に下行されているが(八 一〇)、領家方についてはその記載はない。しかし先述のように南北朝期保一色田において預所が二段七〇歩の手作地を有しているから、節養が存続していた可能性がある。しかし地頭方において建武元年(一一三三-四)の有名な百姓申状(八 六)が地頭方代官脇袋彦太郎と又代官の非法として、田島三町の耕作のために六〇〇人の百姓を使役したと訴えるとともに、「正月節食」において酒でなく絞り粕を出したことを訴えているように、饗応がその振る舞いの内容を含めて百姓の権利と考えられ始めていることに注目したい。戦国期の百姓の「指出」は領主への納入分だけでなく、下行分をも詳細に記しそれを領主の義務としているが、そ

れはもはや領主の温情主義を期待するというより、百姓と領主の互酬制原理を百姓の側から主張したものであった。太良荘百姓の節養をめぐる正安元年の訴えはそうした戦国期の「指出」につながる百姓の意識と行動とみることができよう。

供僧の判決についてはすでに述べたが、これらの争点に対する供僧の判決は形式的であつて現実に生起している問題のなから荘支配の理念を確立していこうとする態度は弱い。さらに助国名年貢着服問題の責任をとられ、預所を訴えた訴訟でも十分な成果が得られなかつた三人百姓は翌正安三年には違つたかたちで預所を忌避する。すなわち、三人百姓の持つ助国名の預所分細々雑事を地頭に憚りがあるという理由で銭納することを預所に認めさせ、次いでこの銭納分を供僧に納入したいと願ひ出てその通りに認められたのである(な 五一)。これに対して預所は供僧に抗議しているが、これは三人百姓による預所への報復とでもいうほかない行為であり、預所の權威の失墜をよく物語っている。

むすび

本文でも述べたように、預所(代)定宴の支配の様相を知りうる史料が現存の東寺百合文書のなかに現れはじめるのは文永三年(一二六六)の内検目録の作成あたりからであるが、すでにこの時は供僧の莊務権強化の時代に入っており、そうした文書が現れること自体預所支配権の変質を物語っているのである。この内検目録の作成がすでに供僧の統制下に置かれた預所の姿を示しており、定宴没後

には内検目録は作成されなくなり、損免額の決定は供僧と百姓の交渉によって決定されるという、後々まで続くあり方が生まれ始めていた。

したがって菩提院預所時代の本来の預所支配についてはほとんど知ることができないままに、預所支配の「変質」を論じなければならぬという論理的弱点を本稿は克服できてはいない。そこで本稿では預所の得分に注目し、その得分を生み出す預所の本来の権限を探るという方法を探らざるを得なかった。そのため冗漫な叙述となつてしまつたが、斗代増減と保一色を中心に預所固有の権限として勸農権があることを突きとめることができた。ただし斗代増減に見られるように得分権化した「勸農権」は本来の勸農権の退化した姿であることは否めず、菩提院預所時代の勸農権行使の実態を明らかにしたわけではない。

預所は他の荘官と異なつて給田を持たなかつたので、勸農権を行使して保一色を設定し、そのなかに直営田を有して在地に密着する体制をとるうとしたが、在地性を強めたのは預所の所従たちであつて、預所そのものではなかつた。一四世紀になると「節養」と「報答」によつて維持されていた預所の直営地への夫役を百姓たちは拒否する動きを見せるまでになる。

寛元元年の地頭に対する百姓の訴訟を勝利に導いた定宴には百姓掌握についての自信があり、それは定宴子孫の預所たちにも「遺産」として継承されたが、供僧、百姓、地頭の動向はそつした「遺産」が効力をもちうる基盤を喪失させていった。荘務権強化を追求した

供僧の動向については改めて述べる必要はあるまい。寛元元年の勝訴を経験した古老百姓が死去していくなかで、勤心名訴訟に見られるように「惣百姓」は過去の歴史よりも現在の利害によつて結合しつゝあつた。いうまでもなく「惣百姓」たちは過去の歴史を捨てたわけではなく勤心名訴訟の申状に「観心所領知及七十年、其間領家又三代也」と述べて、領家の由緒よりも勤心の名主としての由緒が古いことを主張している。しかしそれは古い由緒それ自体を尊重しようという態度ではなく、現在の状況と関連させて正当化するための主張であつた。すでに述べたように、預所浄妙は正応二年に寛元の裁許状に載せられている百姓が死亡した今は争点となつている畠は領家の支配であると主張している。すなわち預所の側でも、現在の利害のためには歴史的由緒は無視しつゝるものなのである。「惣百姓」も預所も歴史的由緒を現在の利害から解釈するようになれば、寛元年間に百姓が定宴に誓つた七代の臣従も見直されてよいのである。

この定宴への七代の臣従誓約は横暴を極めた地頭に対する領家方の預所と百姓の結束を示しているが、文永年間以後に地頭は公田支配を主張し、領家方百姓のなかでもその存在感を強めつつあつた。領家方名田助国名を地頭から安堵された国安の例は極端としても、畷円は時沢名の安堵を地頭からも得ていたし、助国名の三人百姓は地頭と結託して年貢を着服していたのである。さらに地頭進止の公文豪成が領家方の所務に日常的に關与するようになり、領家方百姓の訴状を代筆するなど支配の基礎において領家方と地頭方の共通の

土台が形成されており、その上で勤心名主良敵が公文職に任じられるのである。

こうした状況のなかで定宴「遺産」の基盤は失われつつあった。定宴孫娘は太良荘に臨んで「諸事先例に任せて」厳しい支配を行ったが、そこには供僧の意に添う有能な代官たろうとする預所の姿と、荘の出入りに百姓の担ぐ輿を乗り回し、百姓を七代臣従の民と見なしていた権威主義的預所の姿がある。それに対し百姓たちは預所の権威主義を批判するとともに、永仁の和与により地頭方に属すこととされた畠の回復を訴える。百姓たちも定宴の「遺産」から自由になり、自立性を強めた。すなわち本稿のはじめに問題とした太良荘の基本的枠組みがその姿を明確に現したのである。

註

安田元久「荘官的領主制の形成 太良庄預所定宴について」
〔竹内理三編『日本封建制成立の研究』所収、一九五五年、吉川弘文館〕

大山喬平「国衙領における領主制の形成」一九六〇年(同氏『日本中世村落史の研究』一九七八年、岩波書店、に再録)
黒田俊雄「鎌倉時代の荘園の勤農と農民層の構成」一九六二年(同氏『日本中世封建制論』一九七四年、東京大学出版会、に再録)

高橋典幸「鎌倉幕府軍制の構造と展開」『史学雑誌』一〇五一、一九九六年。同氏「武家政権と本所一円地」『日本史研究』

四三二一号、一九九八年。橋本道範「荘園公領制再編の二前提 辻太郎入道法名乗蓮とその一族」(大山喬平教授退官記念会編『日本社会の史的構造 古代中世』所収、一九九七年、思文閣出版)

蔵持重裕「太良荘の古老」一九八一年(同氏『日本中世村落社会史』一九九六年、校倉書房に再録)

山本隆志「鎌倉時代の勤農と荘園制支配」一九七七年(関連論考とともに改訂されて同氏『荘園制の展開と地域社会』第二章「荘園の地下知行 検注と勤農」に収録、一九九四年、刀水書店)

菅野正道「中世における畠地支配の展開と東国武士」(羽下徳彦編『中世の地域社会と交流』所収、一九九四年、吉川弘文館)

伊藤俊一「中世後期における「荘家」と地域権力」『日本史研究』三六八号、一九九三年

網野善彦「中世荘園の様相」一九七一年版、塙書房。同氏『海の国の中世』一九九七年、平凡社ライブラリー

若狭国太良荘史料集成編纂委員会(委員長・網野善彦)編『若狭国太良荘史料集成』第一巻(高橋敏子・酒井紀美編集)

松浦義則「若狭太良荘における雲敵の所領について」『福井大学教育地域科学部紀要』第一部、社会科学、五七号、二〇〇一年

安田氏前掲論文、二七四頁
網野氏前掲『海の国の中世』二〇三頁。なお、工藤敬一氏も定

宴と百姓たちとの間に形成されている。「信頼関係こそ荘存立の基盤である」とされている(「太良荘の定宴と勤心」同氏)。「荘園の人々」一九七八年、教育社歴史新書、一一四頁)。

安田元久前掲論文、二六五頁。網野善彦『中世東寺と東寺領荘園』第一部第一章第三節「菩提院行遍と供僧再興」(一九七八年、東京大学出版会)一三四頁。網野氏は行遍の地位を領家とされている。

東寺百合文書の函と番号はこのように略記する。号数で併記しているのは『若狭国太良荘史料集成』第一巻所収文書の番号である。なお『教王護国寺文書』は「教護」と略記する。「教護」に『若狭国太良荘史料集成』第一巻所収文書を併記するときには「集成」の略記を補うことにする。

早米の時の段別稲(米)徴収もここに含まれるかと思われる。また預所得分として見える収納節料一貫文と佃大豆(この別進も文永九年に始まる)一・一石は建長六年の領家方公事の内に同内容・同額が記されている。これは領家分・預所分がそれぞれ徴収されたのではなく、最初は領家方公事として記されていたが、実際は預所得分になっていたと解釈しておく。

早川庄八「供給をタテマツリモノとよむこと」一九八〇年、同氏『中世に生きる律令』(一九八六年、平凡社選書)に再録。助国名および末武名の公事注文(お 五、彖 三三三)より確かめられる。

行(修正会・修二会)のこうした性格は民俗学・芸能史の視点

を持った研究が明らかにしている。福原敏男『祭礼文化史の研究』(第三部「修正会と延年」)一九九五年、法政大学出版局。岩井宏實「地域社会における寺院と神社」・田中宣一「寺院と農耕儀礼」(ともに『仏教民俗学大系7 寺と地域社会』所収、一九九二年、名著出版)。大系『日本歴史と芸能』第三巻「西方の春 修正会・修二会」一九九一年、平凡社。神事の内容は、『日本庶民生活史料集成、第二十三巻、年中行事』に収められた各寺社の年中行事(とりわけ「尾陽歳時記」、「醍醐寺年中行事」、「醍醐寺・大導師年中行事」、「八幡宮年中行事」、「仁和寺年中行事」など)、あるいは「猿投神社貞和年中行事」(日本祭礼行事刊行会編『日本祭礼行事集成』第二巻、一九六九年、平凡社)を見られたい。若狭の修正会について多少ともその内容を知ることのできるものとしては、元龜元年(一五七〇)の明通寺修正月会役僧定文(『福井県史』資料編9所収「明通寺文書」一六〇号)があり、越前では長享元年(一四八七)ころの修正会餅配分の記録(同、資料編6所収「大滝神社文書」五号)がある。明通寺・大滝寺の修正会では大導師・唄師・散花・神明帳・錫杖などが共通しており、それらは醍醐寺や仁和寺とも共通しているから、密教系寺院の作法が行われていたと判断される。なお、太良庄内の小野寺には享祿五年(一五三二)四月書写の「若狭国神明帳」が伝えられているが(同、資料編9所収「小野寺文書」二二号)、これは修正会で使用されていたのであろう。

薬師堂寺用田一町二段は建保五年(一一二七)に領家公田を割いて設定されたと定宴が主張しており(ホ 五、二一九号)、それまでの薬師堂馬上免一町五段とは別の田地が宛てられたものと思われ、承久の乱の時に馬上免が地頭若狭忠清に押領されたのちも領家方免田として存続していた(前掲拙稿)。ただし、地頭方は薬師堂寺用田はあくまで馬上免内の地であると捉えていたらしく、正安四年の得宗検注においては馬上免内の地として検注が行われている。したがって薬師堂寺用田について、領家・地頭共に自領内の地であると考えていたのであるが、得宗支配以前に相論の対象とならなかったのは、表2に見えるように寺用に宛ててゝることを双方が承認していたためであろう。

内御堂が薬師堂の後身であることはすでに先学が指摘されている(例えば、林文理「太良荘」『講座日本荘園史』6所収、一九九三年、吉川弘文館、一五三頁)。定宴によれば地頭が馬上免を押領したため薬師堂の四方の大垣や食堂は破壊転倒し、今は本堂一字のみとなっていたから(ホ 五、二一九号)、この残された本堂が内御堂と呼ばれるようになったのであろう。文保三年(一一三九)に石見房覚秀を「太良保内御堂別当職」に補任したのは得宗給主であった(ヤ 一七一)。

蘭部寿樹「村落の歳時記 結鎮・おこない、そして吉書」『日本村落史講座 6 生活』一九九一年、雄山閣出版、所収)は二三世紀中頃より一四世紀にかけて、領主年中行事から在地年中行事へ、また領主勸農から在地勸農へと変化していくと論

じている。この論に学べば、太良荘においても在地年中行事・在地勸農への傾斜が認められるように思う。

「実検取帳目録」と建長八年勸農帳の斗代ごとの田積の比較表は黒田俊雄氏も作成されている(黒田氏前掲論文、一八四頁表7)。ただし、田積・分米の増減に関する記述はない。

定宴の太良荘に関する文書はこのすぐ後の弘安二年(一一三二)日の後納米支配状(は 二二一一、二四五号一一)を最後とする。

菩提院行遍が斗出二升二合の荘斗を定めたことは、荘斗と寺斗の差額が最初のころは菩提院行遍・預所聖宴・預所代定宴の得分になっていた可能性を示しているのではなからうか。

「保一色」とは本文で述べるように、承久の乱から東寺領太良荘が成立する仁治元年(一一四〇)までの国衙領太良保時代に形成された一色田を指す言葉で、東寺領荘園となつた後は文永(一一二七)・預所定宴が「太良御庄一色田」と述べているように(エ 一〇、一七一号)、太良荘一色と称されるべきであるが、慣用的に保一色田と称されており、のちには東寺も保一色という表現をしているので(オ 七、二五七号)、こころでも保一色と称することにした。

網野氏前掲『海の国の中世』一四九頁

得宗検注の時に得宗検注人は「四町五段余」の一色分を「五町二段」の田数に「破出」したとされているが(ヒ 二七六)、実際は五町を超えていたのであろう。

黒田氏前掲論文、一九〇頁

得宗支配は正安四年（一一三〇）より始まるが、後述するよう
に得宗支配下でも最初のころは預所の所従であった西向（西迎）
と開善が一色名の名主となっていたから、得分の確保は可能で
あった。しかし、文保三年（一一三一九）の所当米徴符（教護二
八九号）では一色名にはこの兩人あるいはこの兩人の跡を継ぐ
とみられる人物は見えない。延慶元年（一一三〇）より預所代
が預所別進米を供僧に納入するようになるので（教護二二二
号）、預所代を通じて得分の確保をはかっていたのであろう。

この保一色に関する史料は年号を欠くが、保一色四町八段四〇
歩の最初に一町五段の綱丁作分と並んで二筆合計一町の田地が
別扱いとされている。この一町の田地は延文四年（一一三五）
に復活した「領家方保一色三郎丸名内吉町」あるいは「地頭方
伏田吉町」を指す（詳細は拙稿「南北朝期の若狭太良荘と守護
支配」『福井県史研究』四号、一九八六年、を参照されたい）。
よってこの史料は延文四年以後のものである。

山本隆志氏も定宴の一色田編成を荘官としての「勸農」行為と
されている（山本氏前掲書、九九頁）。

得宗検注が保一色を検注して五町二段六〇歩を「破出」し、一
色名公田二町一四〇歩など領家が年貢を収納できる公田を三町
四段一五四歩と定め、残りの一町七段二六六歩を三郎丸名新田
として地頭年貢収納地としたことについては、拙稿「太良荘の
得宗検注について」『史学研究』二二七号、一九九七年）をみ

られたい。

網野善彦「中世東寺と東寺領荘園」一九七八年、東京大学出版
会。とりわけ第二章第二節「供僧の発展と仁和寺菩提院」を参
照。

網野氏前掲『海の国の中世』一五八頁以下、一八三頁以下。
橋本氏前掲論文。

この推定の根拠は次の通りである。文永一〇年（一一七三）三
月に西念を勤心名半名主職に任じた補任状案は袖に「在御判」
とあり、奥に「預所在判」と記されている（ル 九、一一九号）。
弘安元年（一一七八）五月に勤心半名の安堵を求める支証とし
て西念の子の宗氏が提出したこの補任状案は宗氏によって「大
進僧都御房（聖宴）御充文案」とされ、さらに「且預所殿（定
宴）判形被載之」と記されている（京 一五、一二九号）。し
たがって、「在御判」は聖宴の判形であり、「預所在判」とは定
宴の判形である。この形式が文永一一年の藤原氏女の補任状に
も踏襲されていると判断される。

網野氏前掲『海の国の中世』一四六・二〇三頁。

太良荘の「古老」については、「古老」が「日常的検断権」を
行使する存在であり、「古老」によって秩序立てられた慣習法
を「荘園古老法」と称する蔵持重裕氏の論がある（「太良荘の
古老」一九八一年、同氏『日本中世村落社会史』一九九六年、
校倉書房、所収）。本文で述べたように、私は古老の述べた由
緒を否定する「惣百姓」の主張に村落結合の新しい動きをみる

ので、蔵持氏の論について言及しておく。南北朝期の黒神子申状(し 一七一)から、荘内の日常的紛争について「沙汰人」が権断を行う場合のあったこと、そして「沙汰人」と「古老」が重複することは認められるが、「沙汰人」がすべて「古老」であるとは言えない。そもそも「沙汰人」と「古老」は機能する次元において差があると見なければならぬ。蔵持氏は「古老」について全国的な事例をあつめて検討された別の論考(「中世古老の機能と様相」一九八七年、前掲書所収)において、「古老」は「地域法の番人」であるとしているが、それは法の証言人としての機能を示している。これに対し、「沙汰人」は莊園領主の法であれ、在地の法であれ法の一定度の執行権保持者と見ることが出来る。

申状に連署している百姓のうちに「大中臣友永」がいる。これ以前の真利名主としては「古老」の「大中臣真利」(ぬ 一〇、一〇五号)が、これ以後の真利名主として「真永」「丹後大夫真永」(京 一九、二六〇号。な 二六五、二四三号。教護二八九号)が知られる。「真」や「永」は通字とみられるから、「大中臣友永」は「古老」真利の跡を継いだ真利名主と判断される。

注 示しているように、網野氏の評価である。

この内帳帳は年号を欠くが、早く網野氏によって元亨四年のものであることが指摘されている(同氏『中世莊園の様相』一九六六年、塙書房、一八四頁)。

新勅旨田関係の文書についてはさしあたり『広島県史 古代中世資料編』に収載されているものを参照されたい。また高橋傑「鎌倉時代の内検と損免要求 安芸国新勅旨田を中心に」(鎌倉遺文研究 『鎌倉期社会と史料論』所収、二〇〇二年、東京堂出版)がこれら内帳帳作成過程を分析している。勝山清次「莊園における年貢の収納」(同氏『中世年貢成立史の研究』所収、一九九五年、塙書房)四〇一頁。例えば、損免を求める百姓等申状は嘉元二年には四点、同三年には五点伝えられている。

網野氏『海の国の中世』一九四頁以下

この四段は年貢支配状において預所別進米と同じく国定米以外の年貢負担地一石三升一合とされているから(は 一一一、二七、二四五号二七)、これまで把握されていた定田以外の地であったと推定される。なおこの地は翌年からは年貢支配状に見えないから、無年貢地化したのであろう。

文保三年(一一三一九)の徴符(教護二八九号)によれば一色名は淨覚房と「たのすけ」が半名宛保持していた。淨覚房は得宗地頭の支配する馬上免に三段の免田を持つ内御堂供僧であり、地頭方の人物である(り 二七)。「たのすけ」は不明であるが、真利名主家の丹後介のことか。なお開善の四分一名は西仏房が名主となつているが、彼は地頭土居畠内に給分を与えられているから、西仏房は地頭の従属民と考えられる。こうして文保三年段階では一色名・四分一名ともに地頭の支配が強められてい

る。

網野善彦「中世の負担体系 年貢について」(永原慶二・稲垣泰彦・山口啓二編『中世・近世の国家と社会』一九八六年、東京大学出版会、所収)九二頁。現在、網野善彦『日本中世の百姓と職能民』(一九九八年、平凡社選書)に「百姓の負担」と題して収録。

網野氏前掲『海の国の中世』一一八頁

代表的な研究をあげておく。古澤直人「鎌倉幕府と中世国家」一九九一年、校倉書房。工藤敬一「荘園制社会の基本構造」二〇〇二年、校倉書房。上杉和彦「鎌倉期国家財政に関する一考察」『歴史評論』五三三号、一九九四年。高橋典幸前掲「論文、同氏」武家政権と戦争・軍役」『歴史学研究』七五五号、二〇〇一年。清水亮「鎌倉幕府御家人役賦課制度の展開と中世国家」『歴史学研究』七六〇号、二〇〇二年。

高橋慎一郎「京都大番役と御家人の村落支配」『日本歴史』五七七号・一九九六年

長夫に関しては高橋慎一郎「鎌倉期の若狭国太良庄の長夫について」(東寺文書研究会編『東寺文書にみる中世社会』所収、一九九九年、東京堂出版)を参照されたい。

建長八年(一二五六)の勤農帳に「石見上座」が六〇歩の土地を有しているが(教護六〇号、集成四八号)、その二年前の実検取帳(教護五九号、集成四四号)には「石見房」と「今石見房」の二人が見えている。この「今石見房」が豪成と見られる

が、彼は薬師堂免田一段六〇歩を有しているので、薬師堂供僧と判断される。また弘安五年(一二八二)に領家方の田地の内一段一八〇歩を持つている「上座」とは、この公文代豪成のことである(白河本六八、二四四号)。

高橋敏子「中世の荘園と村落」(近藤成一編、日本の時代史9『モンゴルの襲来』所収、二〇〇三年、吉川弘文館)二四一頁

地頭忠兼が良敵を公文に任じた文書に「依為良敵重代之、所補任也」とあって、良敵の父祖が公文であったことを示唆する文がある。これと関連して南北朝の文和五年(一三五六)に良敵の子の禅勝が公文職の回復を求めて提出した一連の文書案の末尾に延応元年(一二三九)に地頭忠清が「浄妙勸心所」に公文職を宛行つた補任状案が添えられている(才二五一)。(良敵・禅勝は公文であった「浄妙勸心所」の跡を継ぐものと主張しているのであるが、この「浄妙勸心所」を三人百姓の一人の勸心と見てよいかどうかは難問である。この「浄妙勸心所」を三人百姓の勸心とすると、弘安元年の勸心名相論において宗氏が勸心の履歴を述べた箇所が公文職のことが見えないこと(京一五、二一九号)、延応元年当時地頭と対立していた勸心が地頭から公文に任じられるのは不自然であることなどの難点に遭遇する。ここで先学の論を参照すると、磯貝富士男「鎌倉期の百姓 若狭太良庄と勸心」(阿部猛・佐藤和彦編『人物でたどる日本荘園史』所収、一九九〇年、東京堂出版)には勸心の公文職補任について言及はないが、網野氏は「太良

莊の有力百姓の一人浄妙勤心」が公文職に補任されたと述べておられ、『海の国の中世』一三二頁)、断定はされていないが実質的に三人百姓の勤心と見なされているようである。私も右に述べたような不自然さはあるものの、なんらかの事情で短期間三人百姓の勤心が公文に任じられたものと考ええる。勤心は姉(宗氏の祖母)から名の支配を委ねられていたとの古老の証言があるので(ア 三七三、二二七号)、「浄妙勤心所」とは「浄妙・勤心所」と解して、浄妙を勤心の姉に比定し、彼女が正式の公文であったと推定したい。そうすると、勤心が公文とされていないことも多少は理解しやすくなり、さらにこの公文職補任状を伝えたのは勤心姉(浄妙)の直系の孫である宗氏であったと考えることができ、宗氏と良蔵が同一人であった可能性が高くなる。これらは推測に頼ったもので他の可能性を否定するものではないが、正安四年には良蔵が三人百姓の一人であったことは疑いない。

この目録が「地頭側、ひいては国衙領当時の太良保」の状態を示すものであることはすでに網野氏によって指摘されている(『海の中の世』一五二頁)。

この点もすでに網野氏によって指摘されている(『海の中の世』二二二頁)

網野氏前掲『海の中の世』二二二頁

このように考える理由として、まず預所浄妙が地頭押領を訴えているのは寛元元年裁許で保留にされた畠七段三〇〇歩につい

ただけであり、和与状も同様にそれだけを問題としていることが挙げられる。地頭がこれに加えて畠七段余を押領していたのであれば、百姓の訴えに対応して和与状で問題とされるはずである。また寛元元年の六波羅裁許状によれば、畠三段半は「地頭政所近辺」であったので地頭が押領したとされているが、正安元年の地頭押領畠注文には「上御屋敷」一段二〇歩、「御麻地」二段三〇歩、「旧御所之前」一八〇歩の計三段二二三〇歩が記されており、これが「地頭政所近辺」三段半に相当すると考えられる。

前掲「太良莊の得宗検注について」

前注に同じ。

リチャード・セネットは父権制や家産制支配と区別して、そうした家父長的家産制の基盤のない代理親的支配としてのパターナリズムに注目している(リチャード・セネット、今防人訳『権威への反逆』一九八〇年、岩波現代選書、七三頁以下)。

戦国期の「指出」については、拙稿「戦国期北陸地域における指出についての覚書」一九八九年(池上裕子・稲葉継陽編、展望日本歴史12『戦国社会』二〇〇一年・東京堂出版に再録)